

1. 議事日程（令和4年第3回北広島町議会定例会）

令和4年9月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

山形 しのぶ	公立高等学校入学者選抜の変更内容を問う
亀岡 純一	ゼロカーボンタウン宣言で町は何を目指すのか
伊藤 立真	北広島町の第1次産業をどう守るか
中村 忍	スポーツの振興と地域の活性化を問う
梅尾 泰文	今後可動堰は維持できない

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡 純一	2番 伊藤 立真	3番 敷本 弘美
4番 中村 忍	5番 佐々木 正之	6番 山形 しのぶ
8番 梅尾 泰文	12番 湊 俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 美濃 孝二	9番 伊藤 淳	10番 服部 泰征
11番 宮本 裕之		

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博司	副町長 畑田 正法	教育長 池田 庄策
芸北支所長 榎原 ナギサ	大朝支所長 沼田 真路	豊平支所長 細川 敏樹
管財課長 高下 雅史	まちづくり推進課 スポーツ推進係長 石川 一義	町民課長 大畑 紹子
農林課長 宮地 弥樹	建設課長 竹下 秀樹	学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 小椿 治之		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局 田邊 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本日は、さきの議会運営委員会で協議をした結果、議場内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般質問を行う議員、正副議長、会議録署名議員を除く議員の欠席を認めております。また、執行部においても出席者を限定しております。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。クールビズの取組により暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。また、質問、答弁を行う際もマスクをしたままはっきりと発言するよう努めてください。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。6番、山形議員の発言を許します。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。さきに通告いたしました公立高等学校入学者選抜の変更内容について伺ってまいります。令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容がこれまでと大きく変わります。今までの入学者選抜制度になかった自己表現が加わることになり、学習の記録、評定でございますが、こちらの学年間の比重も中学校3学年の比重が3倍になるとありました。また学科、コースによっては、独自の検査が実施され、高校ごとに特色枠の設定が可能になるなど、今までになかった学習が必要になってきます。そのほかにも大きな変化といたしまして、今まで選抜1、選抜2、学校によっては選抜3が行われていましたが、今では公立の推薦入試とされていた選抜1と一般入試の選抜2が一本化され、令和5年入試からは、一次選抜に一本化されます。そして一次選抜の結果、合格者の数が入学定数に満たない場合に実施する二次選抜に変わっていきます。学校現場でも大きな変更であることから混乱もあると思いますが、この入試制度を知らない保護者の皆様、この保護者の皆様方は、学校現場以上に理解が難しい上に制度変更でさらに混乱と不安が大きくなっているのではないのでしょうか。また、そういった声を今年は大変多く聞きます。今から約二十数年前、初めて選抜1制度というのが導入をされました。そのときに私初めての3年生担任をした年でありました。全く入試制度が変わった中で大きな混乱、そしてそのことを調べていく中でも分からないことがたくさんありまして、それを学校現場もしっかり保護者に伝えていく大変さを今でも覚

えています。また、中学校3年生の担任になりますと、子どもたちにインフルエンザなど、自分移さないように体調の変化をしっかりと確認をすること。そして今はコロナ禍です。コロナの状況も考えながら、そして新しい入試制度というふうに変化が学校現場にも起こっていると思います。高校進学は、義務教育を終え、初めて自分の進む道を決める決断のときです。今後の夢に向かって頑張りたいと思っても、入試制度を理解できていないと不安や悩みのほうが大きくなり、前向きな気持ちにつながりにくいことがあるかもしれません。制度については考え過ぎず、日々の学校生活での学習や家庭学習をしっかりと行っていくことが何よりも大切ということは生徒も保護者も分かっています。だからこそ入試制度変更への理解をきちんとできるように、学校現場から生徒、保護者に必要だと考えています。そして、その理解につながる説明を北広島町全ての中学校でしっかり行うためには、教育委員会の理解や助言が必要ではないでしょうか。学校現場で日々生徒や保護者と向き合っている先生方にも新しい入試制度で不安を抱えている保護者の皆さんにも、新しいスタートを前向きな気持ちで進んでいく生徒を応援できるように、令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、教育委員会の理解と、各中学校への入試指導方法、取組について伺ってまいります。それでは、まず1点目です。令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容と令和4年度の入学者選抜の実施と大きな変更について教育委員会からの説明を求めます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 大きな変更点は5点、挙げられると考えております。1つ目は、これまで行われてきた選抜1が廃止されること、2つ目は、新たな入試課題として、自己表現が導入されること、3つ目は、これまで学力検査125点に対し、内申調査書が130点と配点比重がほぼ同等であったものが学力検査、内申、自己表現の比率がそれぞれ6対2対2となること、4つ目は、調査書、内申の学年比重がこれまで中1から中3の各学年それぞれ65点の同等の比率であったものが、中1、中2、中3、それぞれ1対1対3の比率となること、5つ目は、高等学校長が各校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、一般学力検査、調査書、自己表現の配点比重を定められる特色枠による選抜を行うことができるようになることです。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今大きな変更について5点、お話がありました。その中の3点目について1つ伺いたいと思います。学力検査、それから調査書、自己表現という形で配点基準が6対2対2になったというのがありましたが、ちょっと調べた内容でいきますと、一部は傾斜配点を採用したり、科目の配点が異なるということもあるのではないのでしょうか。そのことについて理解されていらっしゃるかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校ごとに特色枠が変更されて、基本の部分は6対2対2ということで理解をしておりますけれども、広島県高等学校入学者選抜内容実施シートというものに全て出ておまして、それから引用させてもらって今の答弁とさせていただいております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 内容実施シートを各中学校ごとに県の教育委員会のホームページにも出ておりました。それによりますと、また配点が違う学校というのも提示されていたんじゃないかなと思います。結構確認をしましたら、配点を変えているところというのがたくさんあると思

うんですが、そういったこと、シート全て確認を教育委員会の方がされていらっしゃるのでしょうか。一覧表では出ていると思いますが、そういった中でいきますと、本当に何十枚ものシートになると思いますが、そういったもの全て確認をされていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） はい、そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、このたび多分入試制度が大きく変わるということですので、県の教育委員会も早目にこういったシートのほうも提示されていらっしゃるのだと思いますが、このシート以外に今後、大体11月ぐらいには各学校ごとの詳しいことというのとも出ると思いますが、その入試の11月の変更や内容については、このシート以外のことが出るというのをもし情報がありましたら伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） このシートに特段関わっての説明ということは伺っておりませんが、先ほどもありました自己表現であるとか、まだ不透明な部分について、今後10月、11月に県のほうから説明を行うということは伺っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 1つの質問で、少し質問が多くなるんですが、11月、12月に説明があるというのは、こちらは教育委員会に説明でしょうか、進路指導主事に説明でしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） いずれにも説明があると聞いております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） いずれにも説明があるということですので、町全体で確認ができるということで安心しております。2つ目の質問に進みます。令和5年度入学者選抜の実施内容が本当に大きく変わりました。今5点説明がありましたが、この5点だけ聞いても本当に大変な変化だと思います。この令和5年度の入学者選抜の実施内容が令和4年度に比べてここまで大きく変わったというのは、どういった理由があるからでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 理由としまして、広島県の説明によりますと、生徒が自ら課題を発見し、解決していく能力を培う主体的な学びを促す教育活動である学びの変革に取り組んでいることや、新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向けた入学者選抜の質的改善などを踏まえ、広島県の15歳の生徒にどのような力をつけさせたいかという観点から改善を目的に実施されます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 主体的な学びと、また教育目標というのは、本当に高校ごとに違うと思いますが、この教育目標に沿ったという形になると思います。そうなってくると、3つ目の質問にあります入学者選抜の実施内容の自己表現というのは、本当に一人一人違うと思うんです。各学校の教育目標を入れていきながら、なおかつ自分の表現をしっかりとしていくということ、自分自身を、私の認識ではですが、少しちょっと違うかなと思うのが、広島県の自己表現を入れた理由としては、自分自身をまず認識していくこと、自分自身というのを知った段階で、そ

れから自分の人生を選択をして、その選択に沿った高等学校を選ぶ、教育目標の中から自分の人生を選択した、この学校だったら自分の人生を進むことができるというもので選択をして、その選択をした理由を表現をすることができるというのが自己表現の大切なポイントだと思うんです。主体的な学び、また、指導要領の変更などもあると思うんですが、広島県の、課長はご覧になっていると思うんですが、最初に、新たに変わるといって、教育長がユーチューブ配信を説明でされたと思います。そのユーチューブ配信の中で話されていた内容とはちょっと少し違うんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） そういった不明な部分について、現場のほうでもどういったことなのかという照会をいたしたところ、先ほどの10月であったり、11月の説明会を行うということにつながっておりまして、そこでしっかり説明を受けたいと思っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 各学校ごとに考え方が違ったり、調べている内容が違ったりすると、自己表現というのは、本当にそこまで大きなウエートを占めないというふうな表現をしているところもありますが、ですが、本当に大事な入試制度の一つでありますので、教育委員会がしっかりと、こういったところがポイントとして自己表現が評価されるのか、そのポイントに沿った指導というのは、今の3年生が確かに入試が変わるんですが、今ここで発表があったというのは、1年生の時からそれを考えていきましょうということだと思えます。なので、そういったところを本当に3年生、今のこの時期、11月から3月までの入試の時期だけではなくて、中学校3年間を見据えて、各指導主事、また学校のほうにも指導していただきたいと思えます。3つ目の質問にあります、入学者選抜の実施内容にあります、いま少しお話がありました、自己表現、この自己表現についての説明を求めます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 自己表現とは、自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力とされ、原則として個人ごとに面談形式で実施されます。一次選抜の場合、第1日目に、各検査会場で自己表現カードを30分で作成し、提出します。2日目に写しが返却され、自己表現が実施されます。1人の時間は10分以内で、自己表現カードを活用した自己表現が5分以内、検査官からの質問と回答が3分以内、入退室2分以内で行われます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 自己表現について、自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力というのを自己表現カードを作成しというのがありました。いま一度確認をします。入試の日程で言いますと、初日に5教科、そして5教科が終わった後に自己表現カードを30分で作成という認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） そのように理解しております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） この自己表現というのが今話にもありました。自己表現の時間は5分ですというふうにありましたが、この5分間という自己表現の時間の中の内容、広島県の教育委員会が出されている基本的なガイドラインなどもあると思えます。内容としては、自分がしゃべるだけではなくて、それ以外にもできることというのがありと思えますので、いま一度説明を

求めます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先ほどからの議員とのやりとりの中にもありますように、まだそこまで詳しい正確なものが出てないところがありますので、この説明会の中で確認を改めてしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） いや結構、説明はもう出ています。例えば自己表現の中で、物を持ち入れてもいいというのがあります。例えばタブレット、しゃべるのが苦手な子は、自宅の安心する場所で自分がしゃべって、その録画したものを皆さんに見ていただくという自己表現方法もオーケーです。あとは危険なものでなければ、自分が頑張ってきた、例えば賞状、皆勤賞の賞状などでもいいかと思えます。こういった自分の表現をするものというのもできますし、また、いろんな方法ってあると思います、物を持ち込んでもオーケーというのは本当にすごい、今までにないことだと思うんです。そういったことを知っているか知らないかというのは大きな違いがあります。また、例えば5分間というのがありました、5分を過ぎた場合はどうなんだろう。短過ぎたらどうなんだろうかということも大きな違いがあります。例えば自己表現の場所に入った段階、入った段階で5ポイント中3ポイントだったと思いますが、3点分はしっかりと加算をされる、残りの2点分は自分の表現力というふうに言われています。なので、時間が短かった場合も特に問題はありません。長かった場合、5分を超えた場合も長過ぎる場合は止められることがあると思うんですが、そういったところも、5分を過ぎても、1秒過ぎたから減点ということではないですよとか、そういった細かいことも本当によく出てるんですよ。それを各学校が知っているかどうか、子どもたちって、学校の先生が言うことが、もうそれが正しいと思ってしまいます。5分間と言われたら、多分5分間の準備をするんじゃないかなと思うんです。5分間でしゃべる練習をしてしまうと、自分が伝えたいことというのが伝わりにくいことがあります。しゃべるということに集中してしまうと。自己表現なので、そういったことではないよというのをきちんと伝えていく努力というのは本当大事だと思うんですよ。となりますと、4つ目、自己表現に対して、各学校が行っている指導などありますでしょうか。また、今後予定されている指導があれば伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 自分を表現する力への指導としましては、現状、入試課題としての自己表現に特化した指導ということではなく、日々の教育活動全体、各教科や領域の中で指導を行っています。取組の例としましては、国語科における作文指導、ホームルーム等における1分間スピーチ、社会科や総合的な学習の時間における資料作成の学習などでの指導が上げられます。中学3年生には、2年次から入試制度の変更点や自己表現について説明をし、自己表現を想定しながら、日々の学習の中で表現活動を取り入れた授業を行っています。併せて、そういった日々の学習の成果が入試課題につながっていくことを生徒に指導しています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今課長から答弁がありました。国語科の作文や、また1分間スピーチ、資料作成、日々の学習の中で自分の言葉としてしっかりと自己表現につながる取組をしているというのがありました。確かに本当にそれが一番大事だと思うんです。さあしゃべってください、この期間だけしゃべれるようになりましょうという練習というのは、もう無理なんですよ。

ふだんの学校生活で、そのことができていたら、自分の中でも自信になり、そして自分で言葉で伝えるということが出来る練習というのもつながっていると思うんです。また、各学校の自己表現に特化してというのをあえてここで聞かせていただいたのは、自己表現の中には、面接官との質疑応答もありますよね。なので、面接練習などもされてらっしゃると思うんです。また、その面接練習のあり方だったり、それから、これも教育長のユーチューブ配信でもありましたが、例えばドアを入れる時には、細かいマナーでいくと、3回ノックをして、ちゃんと扉を開いて、きちんと礼をしてというのがありますが、そういった形が正しいですよというのが言われている今までの面接マナーだったところが、何と入ったところから「ちあーす」と言っても、それは自己表現の一つですというふうに認めますよという話もありました。本当に今までじゃ考えられないあり方だと思うんです。なので、自己表現に対してというのが初めてのことなので、本当に皆さん不安です。話すのが得意ですという人は限られた人だと思うんです。なので、そこが苦手だという人にも安心につながるような指導というのは学校現場でもっともっと取り組んでいってもらいたいなというふうに思います。また、他市町でいきますと、その自己表現の塾とかもありますし、そういったしゃべる仕事のほうからの仕事としてそこに依頼して行かせてもらっているということもありますので、外部の力もいろいろ借りながらされてらっしゃる学校があるというのもご存じください。5つ目の質問です。一次選抜の先ほどもありました特色枠による選抜、50%というのがありましたが、この特色枠による選抜と、一般枠による選抜の内容、この説明について求めます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 一次選抜の特色枠とは、先にも少し申し上げましたが、高等学校長が各校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、一般枠の配点比重である一般学力検査6対調査書2対自己表現2に対し、それとは別の比重を定めて行われるものです。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、特色枠のみ答弁があったかと思いますが、その特色枠で、今50%以内というのがありました。これを学校ごとによっては30%から50%どちらでもいいですよということだと思うんですが、その後選抜枠、どういう形の入試になるかというのを伺えたらと思います。特色枠による選抜と一般枠による選抜、内容について説明を求めますというふうに通告しておりますので、一般枠についての内容説明も求めます。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 一般枠につきましても、さきに申しましたように、一般学力検査が6点の比率、1,000点満点中600点、調査書は200点、自己表現が200点で、特色枠が50%以内、それ以外が一般枠ということになっております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） そうなりますと、学校ごとによって50%が特色枠というふうになりますと、さきに特色枠の選抜によりまして定員を得た後に一般枠のほうを選抜として合格にするのかどうか伺います。まずは特色枠を選んで、その後一般枠という合格になりますでしょうか。そのことについて伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まだ、そこまで承知をしておりません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ）そこはちょっと確認を必ずしていただきたいなと思います。例えば、この生徒は特色枠に該当するのではないかとか、選抜枠でいくべきなのかどうかというのが分からないですね。保護者の皆さんも一般枠と特色枠がありますよ。自分の子はどっちなんだろう。また、特色枠でまず合格を見てもらって、特色枠で入れないから一般枠のほうにいくんだらうかとか。この新しい入試制度は、先ほど一番最初の答弁の中で、選抜1制度がなくなりましたという答弁があったと思うんですが、広島県の見解としては、なくしたのではなく、選抜1と選抜2を一緒にしたものですというふうな表現をされていらっしゃいます。なので、そうなってくると、一緒にしたものというふうになれば、昔でいう選抜1が特色枠で、選抜2が一般枠となったら、まずは特色をとった後に選抜から合格者を得るというふうになるかと思いますので、ここの確認は、各学校もちろん教育委員会も必ずしていただきたいなと思います。そして生徒の皆さんから、保護者の皆さんからそういう質問が来ることが絶対あると思いますので、そういったことについての答弁がきちんとできるように準備をいただきたいなと切に思います。6つ目の質問です。町内の中学校で進路説明会は行っていますでしょうか。また、全ての学校で行いました進路説明会の時期と内容について求めます。内容と言いますのは、例えば入試制度の変更などもあると思いますが、ほかの学年、3学年だけでなく他学年も入試説明をしましたよというのがありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 進路説明会の開催状況でございます。まず、芸北中学校では、今年度11月に3年生の生徒、保護者を対象に行う予定です。入試制度の説明は、昨年度末のPTAの場で行っております。大朝中学校では、4月21日、PTA総会の際、県教育委員会のリーフレットにより説明を行っております。また、昨年度末3月、現2年生、3年生に進路指導主事による入学者選抜の説明を行っております。加えて6月20日、全学年と保護者を対象に近隣の高等学校である千代田高校、芸北分校、新庄高校を招聘し、学校説明、質疑応答を通じて校風や教育内容の特色等について知識を得るとともに進学への目的意識を高めています。千代田中学校では、生徒には4月に進路説明、7月7日に3年生と2・3年生保護者を対象に町内の3校、千代田高校、芸北分校、新庄高校を招聘し、学校説明を実施しています。今後、9月9日と11月に3年生の生徒を対象に、新しい入試制度の要点について説明を予定しています。同じく3年生保護者への説明は9月30日と11月に予定しています。また、7月の三者懇談において、生徒、保護者への個別の説明を実施しています。豊平中学校では、6月10日に3年生の生徒、保護者を対象に、新入試制度の説明と近隣高等学校の説明を行っております。今後11月4日に3年生保護者に対し、入試手続等の説明を行う予定です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 旧4町の中でも本当に入試について、進路についての説明が大きく違っているというのは、課長も調べられた中のご存じだと思います。例えば大朝中学校は、県のリーフレットをもって説明をしたというのがありますが、この県のリーフレットは大変分かりやすくなっていますので、そのリーフレットをもって説明をしてもらったというのは本当に保護者の皆さんはよかったんじゃないかなというふうに思うんです。その後は、さらに進路指導主事による説明があったり、そこからまた、高校のほうからの説明があったりというふうに非常に細かくされていらっしゃる学校もあれば、11月まで説明がないという学校もあつたりします。この開きというのは本当に大変なことだと思うんです。同じ北広島町から、進路に向かっていく



という段階で、各学校によって進路指導主事によって違いがあるというのは、教育委員会はそこはきちんとしておかないといけないと思っています。今少し話にもありましたが、中学校3年生ではなく、1年生、2年生対象にというのもありましたが、そのほかに、次の質問にもありますように、中学校1年生、2年生に行っている進路説明会等があれば伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 芸北中学校では、総合的な学習の時間や学級活動を通じて説明を行っております。大朝中学校では、年度末に1年生、2年生に進路指導主事による入学者選抜の説明を行うとともに、6月20日、全学年と保護者を対象に近隣高等学校の学校説明を行っております。千代田中学校では、1年生には4月13日に実施し、3学期にも行う予定です。2年生には、昨年度4月12日と今年3月19日、県教育委員会発のユーチューブ動画を3月23日に視聴しました。また、入試制度の説明については、再度3学期中に行う予定としています。豊平中学校では、1年生、2年生を対象とした進路説明として、今後2学期以降に入試制度等の説明を行う予定としています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 入試というふうになると、つい3年生のみというふうになりがちだと思うんですが、この新たな入試制度は、1年生の時から自分自身を考える、振り返るという目的もありますので、今のような形で、1年生、2年生にもなぜこういう入試制度になるのか、中学校生活でどんな力をつけてもらいたいという思いがあるのかというのを理解するためにも進路説明会だけではなくて、この入試制度がある意味、この入試制度になった意味につながるような指導を行っていただきたいと思います。やっぱりこれでも各学校によって差がありますので、進路指導主事の先生の動き方で変わるのではなく、町全体で同じように取り組んでいただきたい。同じように、全く一緒というわけではないんですが、同じ情報を伝えるという方法を取ってもらいたいと思います。続いての質問です。令和5年度入学者選抜実施内容について、教育委員会が町の進路担当者に情報提供や説明、指導というのは、どういった形で行いましたでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教育委員会としましては、県からの通知や連絡に基づき、その都度、各校に通知、情報提供をしています。併せまして、県教育委員会主催研修への参加として、令和3年11月、オンラインでの管理職及び進路指導主事を対象とした、広島県の15歳の生徒に身につけておいてもらいたい力を育むための実践事例について、令和4年3月、ユーチューブによるライブ配信による新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度説明会での制度改善の趣旨、新しい入学者選抜のポイント、自己表現、中学生からの質問、令和4年6月、各中学校進路指導主事を対象とした芸北管内進路指導主事研修に各校参加するとともに、今年6月の町校長研修会におきまして、令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜についての説明を行っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、教育委員会、それから進路担当、進路指導主事の集まりや研修についての答弁がありました。県からの通達、それからライブ配信というのは指導主事でなくても各保護者で確認ができています。そのほかには、令和3年の11月にされた管理職と指導主事、そして令和4年6月に指導主事対象にというのがありましたが、この2つなんですよ。この

2つで進路指導主事がきちんと理解ができて、そのことを伝えられているのかどうか、進路指導主事の研修については、教育委員会が教育委員会主催で説明など行われているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教育委員会主催でそのみに特化したものは行っておりません。こういった、これからまた入試時期を迎えるに当たって、当然必要な確認も必要ということで、10月、11月に説明会を県のほうで行っていただき、そちらのほうに参加をする予定でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 教育委員会主催でというのではないというのがあったんですが、県の教育委員会から、入試制度が変わりますよということになるので、県から各学校ではなく、その中にも町の教育委員会ももっともっと知り得た情報を各町の教育委員会なんかから、各中学校に伝えていく必要性というのは絶対あると思うんです。ベテランの進路指導主事の先生でありましても、このたびは初めて入試制度が変わります。どなたも体験したことがない入試制度になりますので、その変わらず、初めての入試制度を皆さんが知っていただいて、生徒に伝わるというふうにしていただきたいと思います。では、9つ目の質問です。町内の中学校3年生もしくは他学年、そして保護者などから、入試制度変更についての不安や説明希望の声はありましたでしょうか。また、その時の教育委員会の対応について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 芸北中学校、大朝中学校、豊平中学校では特にございません。千代田中学校では、自己表現、新しい入試制度、日程について説明希望の声がございました。教育委員会としましては、各学校からの疑問や問合せに対しまして、随時、県教育委員会に照会をし、回答を行っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、旧4町では千代田中学校のみというふうにありましたが、声を出す方というのは、本当にどうしようどうしよう、悩んで声を出した方なんですよね。なので、ほかに声が出てないということは思ってたらしやる方は絶対いらっしゃると思います。なので、声が出なかった、不安の声がなかったから安心ではなくて、不安の声を持ってたらしやるかもしれないから、先に伝えていくという努力をもっともっとされる必要があるのではないかとこのように思っています。続いての質問です。最終進路先決定に向けまして、各中学校が行っていく進路指導方法、進路説明会、三者懇の時期、先ほども答弁の中でありましたが、先ほど答弁いただいた内容以外にありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 芸北中学校では、芸北分校との連携型中高一貫校としての進路相談を行うとともに、学期末の三者懇談、日常的な進路面談を行っております。大朝中学校では、10月に第2回進路希望調査と個人面談、12月に三者懇談を行うこととしており、必要に応じた面談も別途行っています。千代田中学校では、随時個人面談と12月に三者懇談を行います。豊平中学校では、生徒との進路面談を9月下旬と11月下旬に、進路説明会と大学訪問を11月に、三者懇談を12月に行うこととしています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

- 6番（山形しのぶ） 今後どの学校も進路決定に向けて動いていくのだと思います。どの学校も三者懇談をもう済ませて、遅くとも12月には希望進路先決定の時期になると思うんですが、先ほど少し話にありました入学者選抜実施内容シート、各学校によって違うと思います。そういったことというのは、全て進路の決定先、自分の希望する決定先が出た段階で、この実施内容シートなど各進路指導主事のほうから説明、また保護者のほうに確認というのがあるというふうに理解してよろしいでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） しっかり出ている情報を進路指導主事も把握し、しっかりとした提供に努めてまいります。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） しっかりと提供してもらえるとこの言葉を受けながら、安心をしながら、でもまだまだ誰もが不安だと思うんです。学校現場もちろんですし、保護者、生徒も不安だと思いますので、情報を知っておくこと、それから悩みというのを真つすぐ進める形に手助けしていく必要というのがあると思います。課長、そのほかに何か答弁漏れとか大丈夫ですか。今ちょっとありましたが、もしありましたら。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） しっかりと研修し、情報提供に努めてまいります。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） それでは最後の質問です。令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施に向けまして、教職員、保護者、生徒にどのような気持ちで臨んでもらいたいと思うか、そして今のこの時期にすべきこと、できることというのは何かあると思うか、ベテランの教育長の考えを伺います。
- 議長（湊俊文） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 生徒には、自分の将来に向けまして、しっかりと向き合い、悔いのない進路選択と十分な準備をしてほしいというふうに考えております。保護者の皆様にも生徒の大切な時期へのサポートをお願いするとともに、教職員、教育委員会といたしましても、さらに情報提供や学習支援などに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 教育長から、悔いのない選択というのがありました。本当に悩みながら決めたものというのは、自分の中で決めた、自分が決定したものであれば悔いはなかなかないと思うんです。でも、その自分で決定するまでのところに迷いや混乱があると、悔いなく決めることというのは難しくなってくるとも思います。今から中学校3年生だけでなく、保護者の皆さんもコロナ禍でありながら、入試当日に病気になったら、コロナにかかったらどうしよう、入試が受けられるのかどうか、それから、もしほかの学校も受けていて、両方ともだめだった場合どうしたらいいんだろうかというような、細かい問題や悩みも出てくると思います。そういったところを教育委員会が学校の手助けとして手伝っていただけることを願いまして、私の質問を結びといたします。
- 議長（湊俊文） これで山形議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業など行うため、暫時休憩します。10時55分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 46分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。この8月に北広島町は、北広島町ゼロカーボンタウン宣言をされました。今日は、この宣言に至った経緯と、そして町がこれを宣言することで、今後の町政において何をどう変えていこうとしているのか、そのあたりについて質問してまいります。まず簡単におさらいをしておきたいと思いますが、脱炭素とかカーボンニュートラル、それからゼロカーボンというような、カーボンというのは炭素ですから、どれも皆同じような意味合いだと思いますが、最近こういう言葉はよく出てきます。そのことについてであります。なぜ、今カーボンニュートラル、脱炭素ということが求められるのかというところであります。まず、この地球というものを宇宙の中で考えてみます。私たちは、この地球の表面で生活しているわけでありまして、これを宇宙のほうに飛び出していきますと、ずうっと空高く行けば、いつかは空気がなくなって真空の宇宙にいきます。その宇宙に至る前に地球の表面上に非常に薄い膜のように大気圏といわれるものが存在しています。この大気が非常に重要なわけでありまして。もちろん私たちが生活するために酸素が必要でありますけれども、それだけではなくて二酸化炭素、よく悪者のように言われますが、その二酸化炭素をはじめとする地球温暖化に関わるガスというもの、これもある程度は必要であるということでもあります。温室効果ガスと言われてますけれども、これが全くなければ、地球上に太陽から来た熱が全部宇宙に出ていってしまっ、地球上の温度がマイナス18度ぐらいになるというようなことも言われているのですが、ただ、この二酸化炭素などの温室効果ガスが多過ぎるとこれがまた問題になるわけです。宇宙に出ていく熱と地球の中に蓄えておく熱がバランスがうまくいかなければ、地球上の表面がどんどん温度が上がって行って、いろいろな問題が起こると、それが今言われているこの地球温暖化につながっているということでもあります。そして、これに関連して、この地球温暖化が原因とされる気候変動というものも問題になっておりますので、これを今世界中の人々が知恵を出し合って、何とかこの気候変動、地球温暖化を止めていこうというような動きがあるわけでありまして。そのために、必要なことが日々の生活の中で私たちが使う化石燃料の量を減らしていくということがまず一つ、そういう行動が大切であります。温暖化対策の取組というもの、これが地域課題を解決することにもつながっていく、後でまた出てきますが、そして地域の魅力と質を向上させる可能性も秘めていると、そういうことを考えながら、次世代への責任を果たして明るい未来を創造していくために、2050年のカーボンニュートラルを宣言して、住民、事業者等と協働して、これを実現に向けて取り組む、それが今回の北広島町ゼロカーボンタウン宣言であります。これについて質問してまいりたいと思います。第1問目です。北広島町は、令和2年、今から2年半前の3月に北広島町地球温暖化対策実行

計画（事務事業編）というものを策定しています。これは、平成10年に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律、国の法律であります。これに基づいてつくられたようです。まず、その策定の経緯と、計画の内容、そして現在の取組状況について大まかなところをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） では、まず大まかな経緯についてですが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、市町村などの事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定を義務づけています。本町では、地球温暖化への対策や循環型社会の構築に向けた取組を推進するため、令和2年3月に北広島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定いたしました。次に計画の内容ですが、公共施設への取組を推進するため、行政施設のほか社会教育施設、スポーツ施設、学校施設など全ての施設を対象に2030年度末までに二酸化炭素排出量を年平均1%ずつ削減することを目標に掲げています。現在の取組状況ですが、職員一人一人の環境配慮意識の向上を図るため、電気や燃料、水道、紙、廃棄物などを削減する省エネルギーの啓発を行っています。このたびの北広島町ゼロカーボタウン宣言を受けて、本年度中に計画の見直しを行う予定としております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） まずは行政側が公共施設を対象に、先づ隗より始めよということかと思いますが、国の地球温暖化対策の推進に関する法律に従ってこれを策定したと。ただ、この法律ができたのは平成10年ですから、今から20年以上も前なんです、これを基にして、ようやく2年前にこの実行計画（事務事業編）というものをつくられたということですが、この間、これほど時間がかかったのはなぜなのでしょう、お伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 地球温暖化対策の推進に関する法律が平成10年に公布されて以降、全ての地方公共団体に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が義務づけられています。ただ、その事務事業編の策定期限については具体的な期限は設けられておりません。本町では令和2年3月に策定をしたところです。この法律公布後、計画策定までに時間はかかっておりますが、事務事業編の計画策定の趣旨であります公共施設の脱炭素化について言えば、太陽光発電設備の導入であるとか、薪や木質ペレットボイラーの導入、それから川小田小水力発電の稼働と電力供給、電動自動車を試験的に導入といったことに取り組んでまいっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 計画はなかった間もそういうことについては意識して取り組んできたということかと思いますが、先ほどの答弁の中に、2030年度末までにCO<sub>2</sub>の排出量を1%ずつ削減する目標を立てたということでしたが、これは具体的にいつのCO<sub>2</sub>排出量を基準にしてそれを実行すると、その結果としてどのぐらいの削減量になるのでしょうか。そのあたりの数字についてお聞きしてみます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 基準の年度は2018年度です。そこの基準から10%削減ということになりますので、具体的な数値を申し上げますと、7879t/CO<sub>2</sub>から7091t/CO<sub>2</sub>まで削減することを目標としております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1%を10年で10%、そうすると、今言っていた7800t余りから7000t余りぐらいになるという話です。目に見えない二酸化炭素の量、tで表して一体どういうことになるか、なかなかつかみにくい概念でありますけども、数値としては、そういうことであるということですよ。そこを目標としてやっていくんだと。これが今回のゼロカーボンタウン宣言をしたことで、今年度中に見直すというふうに先ほど言われましたが、これはどういうことかお伺いしてみます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今年度、区域施策編を策定する予定になっておりますので、それに併せて事務事業編も見直しをかける予定としております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 2年半の中で計画立ててきて、ここまでやってきてというところの見直しかと思いますが、さらに、この法律に基づいて国のほうから出されているのに、事務事業編については義務づけという話でありましたが、これに対して、区域施策編というものがあるようでありまして、この区域施策編というものを策定することは努力義務であるというふうになっていたと思います。これは今回のゼロカーボンタウン宣言との関係、このあたりを含めて今後の予定がどうなっているかについてお伺いしてみます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 近年、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明するゼロカーボンシティ宣言が全国の自治体で拡大しております。本町においても地球温暖化対策への取組を通して次世代が安心して暮らせる地球環境を引き継ぐとともに、直面する地域課題の解決を図ってまいりたいという認識のもと、北広島町ゼロカーボンタウン宣言を行ったところです。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、町全域の温室効果ガスの排出削減などを推進するための総合的な計画で、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用、廃棄物の削減などについて具体的な目標と施策、スケジュールを記載することになっております。本計画は、このたびのゼロカーボンタウン宣言を実行に移すものとして位置づけております。なお、現在、庁舎内に検討チームを設けて議論を行っており、今後関係団体や事業者などへの聞き取り及び環境保全審議会での審議を経て、今年度末に計画を策定する予定としております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 現在、検討チームがあるというお話でありました。ちょっとこれはお聞きしてみますが、検討チームというのは、庁内どういう構成員で構成されていますでしょうか。さらに、どのぐらいの検討、検討会議が行われているのかお聞きしてみます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 庁舎内検討チームの構成についてですけども、事務局を町民課に置きまして、そのほかに危機管理課、総務課、財政政策課、管財課、まちづくり推進課、農林課、商工観光課、建設課、教育委員会といったメンバーで構成しております。月に2回チームで集まっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今お聞きしますと、要するに、この役場横断的にほとんどの課からメンバーが集まって、頭を寄せ合って検討しているという、そういう理解かなというふうに思います。もう一つ、今の答弁の中にありました環境保全審議会というのは、これは町が設置する補助機

関ということでよろしいですか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この環境保全審議会は、環境保全に関する条例のほうで定めているもので、町長が委嘱するようになっています。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これは以前の前の事務事業編の時にも同じような手順で計画は立てられたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） すみません、ちょっと事務事業編について、環境保全審議会での協議をしたかどうかというのは今把握しておりません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いずれにしても、このゼロカーボンシティ宣言に関わって、これからやっていこうということは、環境という切り口からいろいろな分野に関係してくるという、そういうことであり、それを役場、町全体で取り組んでいこうという、そういう話だろうというふうに受け止められます。その中で、環境ですから、常にまず出てくるのが、今の町民課の関わりで話が出てくることが多いんでありますが、例えば先ほど出てきた中で、農林とか商工とかまちづくりとかそういうところ、それから教育委員会からもということだったですね。この辺は、小中学生の教育に関係した点ということもあるのかと思いますが、その辺についての関わり方とか、もし話がしていただけるようであればお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 教育委員会にもチームに入っているんですけども、これは先ほど議員おっしゃったように、学校と取り組んで、取組意識の啓発という面では、学校のほうにも協力いただきたいと思ひまして、チームに入っているところです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 長いスパンで考えていけないといけませんし、次の世代にも引き継いでいっていただかないといけないということであれば、なおさら、この教育面からのアプローチということも重要な内容になるのではないかなというふうに思います。この区域施策編については、町全体に展開していく施策をこれから計画立てていくという、そういう話であると思います。もう一回、この今回の北広島町ゼロカーボンタウン宣言という、この宣言自体をこのたびするようになったその経緯について、またその意図、その辺のところをお伺いしたいと思います。ポイントとしては、宣言したことで何がどう変わっていくのか、何をどう変えようとしているのか、このあたりについてお聞きしてみます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） このたび本町がゼロカーボンタウン宣言を行った理由は2つあります。

1つは、地球温暖化の進行を防ぐという理由です。近年、地球温暖化の影響を実感する機会が増えてきました。この進行を抑えるために、今から行動を起こすことが不可欠と考えています。もう1つは、地球温暖化対策を通して地域の課題解決を図るという理由です。本町では、毎年133億円ものお金が電気代などのエネルギー代金として町外に流出しています。この一部を地域の再生可能エネルギーで賄うことができれば、町外に流れるお金を地域の課題解決に振り向けることができると考えています。このような考えの下、宣言では、省エネルギー社会の推

進、小さなエネルギー生産工場の整備、森林の適正管理の推進の3つの基本方針を定め、必要な取組を進めてまいります。2050年カーボンニュートラルの実現は行政だけでなく、住民、企業などが丸となって取り組まなければ達成できません。このたびの宣言を通じて町の意味を広く発信し、各主体と連携しながら、力強く取組を進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の答弁の中に具体的な話が出てまいりましたが、電気代等のエネルギーの代金として、年間に133億円もお金が町の外に出ていってるといふ、そういう話ですね。これはかなり大きい金額、一般会計当初予算が140億円あたりということを考えれば、それに匹敵するぐらいの額になるかと思うんですが、電気代などということですから、ほかにどういふものがあるか、どういふ内容になって、この133億円という数字が出ているのか、分かればお伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 133億円のちょっと根拠が今手元にありませんので、分かりません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ちょっと大きい金額だなというふうに思いましたので、また分かれば後ほど答弁いただければと思いますが、それで今のその答弁の中、もう一度振り返ってみて、2つの理由を言われました。地球温暖化に対して行動するという、それから、それを通して地域課題の解決につなげていくという話ですよね。その地域課題につなげていくというあたりをもう少し膨らませて説明していただくことができますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員おっしゃった、今の地域課題のところなんですけれども、どういった課題があるかということも含めて、今、庁舎内チームでいろんな意見を出し合っているところです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これからということですよ。ざっくり考えてみて、やはり我が本町が抱える課題というのは、この中山間地域にあって非常に人口が減少していく中で、地域の衰退があり、地域格差もあり、そういったところ、様々な問題が考えられるわけでありまして、そういった課題を解決する手段として、このゼロカーボンタウンという、これに取り組むことによって、そこが関係してくるといふ話は非常に興味深い話だなというふうに思っております。8月に宣言をされた時のシンポジウムの中で、私もそこに参加させていただきましたけれども、その中で、先ほど答弁のあった3つの基本的な方針というのが言われておりました。1つが省エネルギー社会の推進、それから小さなエネルギー生産工場の整備、そして森林の適正管理の推進と、このあたり、省エネルギーのこれ意識はこれまでもやってきたと。小さなエネルギー生産工場というのは、分かりやすいのは、小さな規模でエネルギーですから、発電をするだとか、今既に小水力発電というものがありますけれども、あるいはバイオマスの発電だとか、そういったところ、小規模で考えていける生産工場というような意識なのかなというふうに思います。もう1つ、森林の適正管理の推進という、これがその基本方針の中の3つ目にありました。これ非常に私ここに大きな関心を持ったわけでありまして、以前にもお話ししましたが、この北広島町83%の森林面積がある中で、特に芸北地域においては、昭和40年代初めから50年代にかけて、非常に林業への投資、投入をしてきたわけでありまして、その当時の町長の所



信をもう一度披露させていただきましても、昭和40年度の予算執行の時に、我々は子孫のため、本町将来のため、先祖先達の意味を継承し、町有林整備には極力計画的施業を推進していかなければならないという、この考えの基に公有林の植林を進めていって、結果的に60%以上が人工林にしたという、町有林の中でありました。それから41年度においては、民有林整備に当たり、出資を増額し、さらに技術援助等も継続して投入して、森林組合の育成発展に力を注いでいくことにしていると。造林は還元の遠い事業であるが、先祖への報恩と子々孫々への将来を考えて着実に取り組んでいきたい。こういう話があって、こういう考え方の下で進められていった森林、山が今もう一度脚光を浴びる時がようやく来たのではないかなというふうに思うわけであります。さらに、これ産経新聞の9月5日の記事を紹介してみたいと思いますが、今、大型建築というものが木造で考えている動きが広がっていると。例えば2025年の大阪・関西万博、この会場では、REBORN型の大屋根が世界最大規模の木造建築で建設される予定であると。そしてさらには、ヨーロッパや北米では木造の超高層ビルの建設が積極的に進められていると。日本国内でもやはりそういう高層ビル、木造の高層ビル建設の動きが出始めていると、こういう話があります。こういうところ、追い風を利用して町内の森林の活用というところにつなげていけるんじゃないかなと、非常に期待するわけでありますが、その辺についての町としての考えがあればお伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 北広島町は、面積的に森林がかなり広く、広いということは、先ほど議員もおっしゃったとおりで、この森林の活用という面は、すごく北広島町にとっても大きなことだと思っておりますので、また、先ほどの記事は読ませていただきましたけれども、いろいろ参考にしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、農林課長はもう出席しておられますが、もし農林課長、コメントありましたら、お願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課から森林のことについて答弁させてもらいたいと思います。先ほど議員がおっしゃられましたように、森林につきましても、今後大きな役割を果たしていくというふうに感じております。国におかれましても、農林水産省ですけれども、令和3年5月に策定しました緑の食料システム戦略の中におきまして、2050年に向けてのカーボンニュートラルに向けて取組を推進していくことが示されているところでございます。この中で、森林、林業につきましても、成長に優れた苗木の活用でありますとか、木材により炭素貯蔵の最大化を図る、いわゆる木造建築の推進につきましても、その中でうたわれております。併せましてバイオマスの活用等についても有効、加速化する等が示されているところでございます。このような背景の中で、森林につきましても、本町におきましても約6万4620haの状況でございますので、この有効活用につきましても、今後大いに検討していく必要があるというふうに考えております。その中で、先ほど町民課からも話がありましたゼロカーボンタウンに向けての計画につきましても、そちらとの整合もしていく必要があるというふうに考えております。今後具体的な事業につきましても、また町民課とも連携しながら、そして事業の財源等につきましても、森林環境譲与税につきましても有効であるというふうに考えておりますので、その辺含めてまた町民課とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 非常に希望的な話であると思います。次の質問です。国は、地方の取組を支援する地域脱炭素ロードマップというものを示しております。2030年度までに少なくとも100か所の地域を選定して、脱炭素先行地域づくり事業というものを行うということになっているようです。町としてこれにエントリーするというのでしょうか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 脱炭素先行地域は、家庭や業務などからの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するため、2030年までに先進的に取り組むモデル地域を100か所以上選定し、国などが集中的に支援措置を講じるものです。先日、第2回選定の募集が締め切られたところですが、応募に当たっては、地域の特性に応じた具体的かつ実現可能な計画が求められます。特に地球温暖化対策と同時に地域の課題解決に資する計画となっているかが重要視されると聞いております。本町においても脱炭素先行地域への応募も視野に入れつつ、地域課題の解決という視点を含めた最適な施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 応募も視野に入れつつという、そういうことですね。先ほどからも出ています地域の課題解決に資するという、まさにここにつながってくる話であろうというふうに思いますので、しっかりとこの点について進めていただければと思います。具体的かつ実現可能な計画が要求されると。そういうことでありますから、それをまさに今検討しているということであろうと思います。こういった、国が今すぐく力を入れているこの問題について、その国の具体的な支援策の中で、北広島町が活用できそうなメニューというのはいかなるものがあるのかお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 一昨年、国が2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言して以降、産業、家庭、事業所、交通、廃棄物あらゆる分野において国などによる強力な支援策が講じられています。本町では、現在施策を検討している段階でありますので、特定の支援策を申し上げる段階にはありません。次年度以降、計画に基づいて民間事業者などとの連携や国などの補助事業を活用しながら個別施策の実現を図ってまいります。なお、現在、本町の二酸化炭素排出量の8割を占める産業部門からの排出を削減するため、経済産業省の支援事業を活用して、町内事業者を対象にした省エネルギー診断事業を実施しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 最後に言われた省エネルギー診断事業、これはちょうど今、明後日でしたか、こういう経営改善につながる省エネの取組セミナー、省エネ診断から始めてみませんかというのが北広島町の商工会の後援でというふうに案内が来ておりましたけども、この辺のことですよ。この省エネルギー診断事業というのはいつから取り組んでいるものなのでしょうか。どのようなものか、もう少し詳しくお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） このセミナーのご紹介でよろしいですか。ちょっと繰り返しになってしまふところがあるんですけども、先ほどご紹介されたセミナーは事業者を対象としているセミナーで、9月15日にきたひろホールで開催されます。これは脱炭素の取組を始めるといっても、何から取り組めばいいのか分からないといった事業者の方へ省エネ診断であるとか活用可

能な制度、それから補助金などが解説してもらえるセミナーとなっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これをセミナーとして開催するということでもあります。実際にセミナーとは別に、もう既にこういう事業というのは、町としての事業というのは始められているということでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） まずは、このセミナーからということですが。今後はちょっとまた検討していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これからという、そういうことですね。そこで、ここでちょっと最近の新聞記事から少し紹介させていただきたいと思います。まず、1番目がこの7月27日に政府が脱炭素社会の実現に向けた産業の転換などを議論するグリーントランスフォーメーション実行会議というものを初会合開いたという記事が出ておりました。これによると、政府は、脱炭素の分野に今後10年で計150兆円の官民の投資が必要と試算していると。また、20兆円規模の財政支出を通じて民間投資を促進する方針であると。これほど国の肝煎りで進められるという、そういう話ではないかと思えます。もう1つの記事は、これはもう既に先ほど大型建築のところでの記事があったという話ではありますが、それに最後のほうに書かれているところをちょっと紹介します。国内では、数十年前に植林された木材が伐採時期を迎えたが活用されていない。有効活用すれば地域の林業に貢献できると。そういう話であり、世界的には昨年北米での住宅需要の高まりで、木材価格が高騰するウッドショックが起きた。さらにロシアのウクライナ侵攻の影響で、ロシア産の木材の輸入が困難となっていて、円安も相まって、国産木材の需要が高まっているという話で、木材に注目が集まると、これからの時代であろうというふうに思います。改めて町長は、今回の宣言によって、町政において何を目指そうとしておられるのか、その意気込みを含めて伺いたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 加速化する地球温暖化は、現状のまま推移すると、2100年に平均気温が4度以上上昇すると言われております。将来世代に自然に囲まれた心豊かな暮らしを引き継いでいくために、今からカーボンニュートラルに向けた行動を起こしていかなければならないと考えております。これは避けて通れないことだと思っております。また、地球温暖化と同様に、人口減少や担い手不足に起因する地域の諸課題の解決も待たない状況となっております。北広島町には先ほど来ありますように、面積の約83%を占める森林と、それらが涵養する豊富な水資源、山間に開けた平地が存在しております。今回の宣言を通して、これらの自然の恵みを生かした地域エネルギーを創出し、地域内で使うエネルギーの地産地消を推進することで、これらの課題を克服し、併せて町内の経済効果も生み出し、北広島町を美しく、住みよいまちにしていきたいと考えております。なお、これらを実行していくためには、今、計画策定をしている段階ではありますが、町民の皆さん、企業の皆さんとともに町を挙げて取り組んでいかなければ実現できないことだと思っております。これから具体的に実行できる、実行すべきものを積み上げてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今町長の答弁にもありましたように、エネルギーの地産地消ということをもって、地域のまた課題解決につなげていくという、そういうつながりも見えてきましたし、それから今世界中でやっぱり燃料が奪い合いのような状態になっておりますし、あるいは、生活する上でコストが非常に高くなっているこの昨今にあって、それをまた下げていくような方策にもつながっていくんじゃないかなというふうに思います。この地域でできることを地域で取り組んでいくという、そういう姿勢でともにやっていければなというふうに思いますので、引き続き注目してまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩します。13時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 41分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。先ほどの亀岡議員の質問に対し、答弁漏れがありましたので、これを許します。町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 午前中のご質問、ゼロカーボンタウン宣言で、町は何を目指すのかというご質問の中で、本町では133億円ものお金が電気代などのエネルギー代金として町外に流出しておりますというご説明をさせていただきました。この133億円という数字についてなんですけども、これは2018年度の数値になります。統計データを基に環境省と研究所が合作したツールによる数値になります。電気のほかには石炭製品、石炭、原油、天然ガスなどがあります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 午前中に引き続き、一般質問を行います。次に、2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております北広島町の第1次産業をどう守るか。このことについて、ちょっと項目分けて質問してまいりたいと思います。北広島町での農業を取り巻く環境は、北広島町に限らずですけども、ここ数年厳しさの連続といっても過言ではありません。今年も冬から春にかけての降水量不足から水不足となり、田植えができない圃場が相当な面積に及んでいます。また、いまだに国際情勢の不安定な状況が続いており、農業関連はもちろん、あらゆる物資の流通が影響を受け、さらには急激な円安から燃料や農業肥料、畜産飼料などが異常なまでの値上がりをしています。収入が伸びない、あるいは減少する中で、農業経営や畜産経営の負担は見る間に増加しています。こうした状況の中、県内の市町はどんな対応をしているのかを学ぶため、東広島市と神石高原町を訪ね、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しへの対応や収入保険制度への対応、有害鳥獣対策への対応策など、いろいろ意見交換をしてまいりました。話の中で、北広島町の農業施策への高い関心を持たれていることや、あるいは北広島町で生かせるヒントを得ることもできました。これらのことを交えて、北広島町の第1次産業、主に農業をどう守っていくかということについて

て質問してまいります。まず、農業者に対する給付金等支援策について伺っていきます。生活に大きな影響を与え続けているこのコロナ禍ですが、様々な事業者支援が講じられています。事業持続化給付金もその一つで、これは農業者も対象となっていましたけども、この事業の申請件数及び対象件数は一体どのぐらいあったのでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けます事業者に対しまして、事業の継続の下支えをするために事業者全般に広く使える経済産業省の給付金で、商工会が相談窓口となって実施されたものでございます。この給付金は、議員の言われますとおり、農業者も対象となっていますが、個人情報保護の観点もありまして、農業者の申請件数や給付額等につきましては把握しておりません。該当する農業者におかれましては、適切に申請されていると思っておりますのでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今説明があったように、この持続化給付金の申請については把握しにくいという話は、実はちょっと分かったことでもあるんですけども、なかなかどういった支援が講じられているのか知りたいという思いもあってお尋ねをしてみました。同様の趣旨で、きたひろ事業者支援金も事業所得申請をしている方を対象に第一弾、第二弾と実施をされておりますけども、この申請件数や対象件数はいかがだったのでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いました持続化給付金につきましては農業者も対象となっておりますけども、対象給付の条件でございまして、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染防止の影響によりまして、一月の売上げが前年度比50%以上の減少している事業者が対象でございました。本町の農林水産業者の状況を見ますと、この厳しい条件では、なかなか交付される方が少ないのではないかとということがございましたので、町単独事業としまして、令和2年3月から令和2年7月までの売上額が20%以上減少した対象者に一事業者当たり10万円の給付をいたしますきたひろ農林水産事業者応援給付金を実施したところでございます。給付額につきましては27件、270万円の実績でございまして、また同年、枝肉価格でありますとか繁殖市場の急落によりまして影響を受けている畜産農家の支援を行うために北広島町畜産農家経営継続支援給付金といたしまして、1頭当たり5000円、上限150万円の支援を実施したところでございます。実績額につきましては、45経営体、1111万5000円の実績でございまして、また、国の事業ではございまして、高収益作物次期作支援交付金といたしまして、33経営体に約1144万円が交付されている状況でございまして、以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 私がお尋ねした事業者支援金とは別にこういった先ほどの3つの農業者支援が行われたと。240万1000円超のものが行われているという状況を伺いました。4月の臨時会で、町独自の給付金交付として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下コロナ臨時交付金と言いますけども、これを財源にした北広島町新型コロナウイルス米価下落次期作支援事業、これが提唱されました。そして実施をされております。この支援事業は、米販売農家を対象にして、営農継続と耕作放棄地拡大防止を図るために10a当たり4000円を給付していくというもので、1500経営体に7216万5000円ということで予算化をしたものでした。計画では、7月10日を最終に支払いがされていることになっておりますが、

給付件数と給付額はいくらになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町新型コロナウイルス米価下落次期作支援事業給付金につきましては、6月30日を申請期限としておりまして、現在まで1395件、7005万4800円を交付している状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 1500経営体の予算化に対して1395ということは、まだ全ての方が申請、これをされなかったというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 当初1500経営体の申請を想定しておりましたけども、現在の申請の状況につきましては、1418経営体が実際申請されております。それから、75経営体が未申請、7経営体が辞退の状況でございます。申請されました1418経営体のうち、先ほど言いましたように1395経営体につきましては交付を決定しております。しかしながら23経営体につきましては、交付条件、いわゆる税等の滞納分の納付確認状況のため、まだ未交付というふうな状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 細かく説明をいただきました。大変役に立っているこれも事業だと思うんですけども、担い手農家の方から、私の知ってる方もたくさんいらっしゃるんですけども、数人の方から、正直助かったんだよという声をいくつか聞かせていただいています。町へは、こういった、この支援事業に対する声というのは届いているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員言われますように、担い手農家等から、今回の支援策は助かる等の意見は、経営規模の大小にかかわらず、多数あった状況でございます。申請の受付を開始いたしまして、わずか1週間で50%以上の方が申請をされた状況でございます。米づくり農家にとりましては、販売収入は、収穫後の秋となりますので、資金繰り等におきましても、この時期に交付できたことにつきましては有効ではあったというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この米価下落の対策事業については、スピーディーであったというふうなことも農家の方からお話を伺っているところであります。8月の臨時会では、農水産事業者等物価高騰対策支援金、これは議案に提出をされて、これは認定農家、畜産農家、水産事業者等を対象に6308万円を給付すると。これが予算化されたものです。農業関連資材や燃料高騰、円安の影響を受けながらも、事業持続化給付金、あるいは米価下落の地域支援事業の給付対象とならなかった畜産や野菜等、地域農業を支える中核的農業者を中心に支援するといった内容だったと思います。9月から給付金を支払うという計画になっていたと思いますが、手続、申請等は予定どおりに進んでおりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林水産事業者等物価高騰対策支援金につきましては、8月の区長文書で事業の概要を周知いたしまして、該当する農業者につきましては、8月24日に申請書類等を送付しているところでございます。現在、その申請書類を受け付け、審査、交付決定を行いまして、9月に入りましてから、順次交付をしている状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、手続真っ最中というふうなことになるかと思いますが、この事業について問合せ等もあると思うんですけど、農家等から、この事業に対する声、感想など、何か届けられてはいないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 窓口申請に来られた農業者からは、助かるという声もありますけども、一方で、交付対象とならない農業者の皆様からは、おしかりの言葉も承っている状況でございます。また、対象経費の計上方法の違いのご意見等も承っている状況でございます。いずれにしても、町としましては一定の基準の下、支援金を給付するものでございますので、十分に説明し、ご理解をいただきながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと内容がかぶるかもしれませんが、今のお話であると、助かる一方、おしかりもあるといったことですが、これら米価下落次期支援事業、農水産の物価高騰対策支援金、これらの事業実施に関して課題や問題点、次はこうして、こういうことに気をつけないかなというふうなことお感じになっているところがあれば、お知らせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の様々な農林課としての事業につきましては、あくまで緊急的な事業ではないかというふうに考えております。コロナの影響でありましたり、物価高騰が想像できないような状況でございますので、その緊急的な対策ということで、町内の状況を見ながら対応している状況でございますけども、これが継続的にできるかということに関しましては、なかなか国のほうも財源的なこともありますし、町のほうも財源的なことがありますので、継続的に行うということとはなかなか難しいのではないかと考えております。一方、今回のいろんな状況から、食糧自給率の向上でありますとか、食料安全保障の取組をどうしていくかが大きな課題というふうにもいろんなところで言われているところでございます。来年度の農林水産省の概算要求におきましても、この食糧安保に関します予算につきましては、事項別要求、今後の協議として決めていくというふうなことが新聞報道等でされているところでございますけども、この対策につきましては、なかなか町単独では困難というふうな状況でございますので、国に対して要望等も行っていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今これらの事業、緊急的な事業であって、継続することは難しいというお答え、これはそうだろうなと私も思ってますし、今回取られた2つ、私を取り上げたのは、米価下落の次期作支援と物価高騰の対策支援なんですけども、これらを実施するに当たって申請者の方、農家のほうから何か問合せなり、問題点の指摘、こういったものはなかったでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 様々な支援をしてきているところでございますけども、米価下落でありますとか、先ほど言いました畜産に対する支援につきましては、例えば畜産でありましたら、1頭当たりいくらでありますとか、米価下落につきましては、反当いくらでありますという形

で、少し分かりやすい形で広報しているところでございますけども、今回の物価高騰につきましては、決算額に対しまして一定の率を掛けてやるというふうなところで、物価上昇分のところを計算して今対応しているところでございますけども、なかなか分かりにくいでありますとか、決算におきまして取り方が少し考え方が違ったというふうなお声も聞いておりますので、まずは、丁寧に説明しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。併せまして、今後につきまして、またいろんな状況が県等も今後畜産につきましては、また対策をしていくように聞いておりますし、国のほうもまたいろんな対策を考えているというふうに聞いておりますけども、そのような状況踏まえながら、少しでも分かりやすい形での支援についても、今後検討していく必要があるのではないかというふうに今考えているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今説明いただいた中で、決算額の取り方が違ってたというの、これは私のところにもちょっと相談があつて、決算額の計算、積算する時に税込みなのか税抜きなのか、青色申告で後々消費税を納められる方は、決算税抜きでされている関係上で、そのあたりの数字、どちらを使えばいいのかわからないというふうなこともおっしゃってました。そういったことが先ほど今説明のあったことに該当するということによろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員言われました問合せ等もあることは実際でございますので、その都度、またちょっと農林課内で協議しながら対応を、統一的な考え方で対応していこうということで、農家に給付申請者に説明しながら、対応している状況でございますし、今後も対応していく必要があるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 分かりやすい内容、制度、単価、あるいは説明をしていくということで期待をしておきます。物価高騰対策支援金に関連して、この事業が行われた時、給付金算定基準が令和4年3月だったですね、基準。この農業関連資材、燃料などの急激な物価高騰の傾向は、それ以降も続いて、今年の6月には8.5%の上昇率というふうなことも農林水産省統計で発表されているところです。農水産事業者に林業事業者を含めた町の中核的第1次産業事業者に対する追加的な支援策等について何か考え、あるいは聞かれていること、こういうものがあれば教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現時点では、町独自の支援策は検討していませんけども、国によります肥料価格高騰対策事業の取組をJA等とともに進めてまいりたいというふうに思っております。この交付金につきましては、本年6月から10月に購入いたしました秋肥と、11月から来年2月に購入した春肥が対象で、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費につきまして、その7割を支援金として交付されるものでございます。現在説明会等も終わりました、今後につきましては、JAとともにこの事業につきましての取組をまずは進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今説明があつた秋肥、春肥の上昇分の7割支援ということなんですけども、これも販売数量の把握という点で、いろいろ課題がある。例えば個人的にホームセンターで買ったものがどういうふうに処理されるか、こういった課題もあろうかと思うんですけども、こ



のあたりも先ほど説明がありましたけども、申請者に分かりやすいような形で、漏れのないように適切に給付等支援が行われるように、アナウンスをしっかりといただければと思います。

北広島町新型コロナウイルス米価下落次期作支援事業、農水産事業者等物価高騰対策支援金ともにコロナ臨時交付金を財源に町独自の策として行われた農業者等の支援ということで、何かと手薄感のあった農業者への支援として、農業者からもおしかりもあったということでもありますけども、一定の評価する声が届いているということで、私自身も評価をしているところです。ですが、先ほど課長からもありましたように、一時的な支援であるということ、臨時的な支援であるということは理解をしておかなければいけないところかなというふうには思っています。続いて水田活用交付金の見直しについて伺ってまいります。水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し、これが農林水産省から示されています。令和4年度の方針として、現行ルールの再設定を掲げ、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーションを促すため、現場の課題を検証しつつ今後5年間、これは令和4年から令和8年ですけども、この間に一度も水張りをしない農地は交付対象としない方針、これを明らかにしています。ここで農林水産省がいう、現場の課題を検証しつつとする課題把握ですけども、調べたところ、富山県、栃木県、千葉県よりも北に位置する主産県で、農林水産省や農政局支局が対応して意見交換をしているというふうなことのようです。令和4年6月2日付で現場の課題、影響について中間取りまとめが発表されています。中を見ますと、現行の畑地化支援では不十分、牧草関係では、対象外となれば経営が成り立たず、粗飼料の安定供給が継続できない。また、中山間地域の条件不利農地を守るために耕作してきたが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加する。こういった意見や要望というものが多数挙げられている。北広島町で、これからの5年間、一度も水張りをしない農地が交付対象から除外となった場合に影響を受ける面積や交付金額は一体どのぐらいになるのか、試算されていれば、その数字を教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員の言われますように、国は今後5年間、令和4年度から令和8年度に一度も水張り、水稻が作付が行われない水田につきましては、令和9年度以降、交付対象水田から除外するという見直しが示されました。さらにこの見直しは、令和8年度までに一度水張りを行えば、将来にわたり交付対象水田であり続けるものではなく、今後5年に一度水張りが行われない水田につきましては、交付対象外とする見解が示されたところでございます。そういった中で、令和3年度の作物別対象農地を基に、今後も同じ水田で同じ作物が作付されると仮定した場合、町全体では328haが対象水田から除外されまして、約1億1500万円が交付されなくなると試算しております。作物別につきましては、麦が70ha、大豆が6ha、牧草などの飼料作物が109ha、野菜が92ha、そばが51haというふうに見込んでおるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今数字を聞いて、やっぱり大きな影響が出ることは容易に想像できるなというのを改めて感じます。特に牧草100haを超える、こういったことは耕畜連携のところから見ても大きな影響を与えるものだというふうに痛切に感じてます。この交付対象水田の見直しについては、東広島市や神石高原町でも大変厳しく受け止めている。対応に苦慮しているという見解を、話をされていました。離農や耕作放棄地の増加を危惧しているということでした。

東広島市は、市として見直しに対する要望書を農林水産省に提出するというふうなお話もされていきました。町としては、この見直しについてどのように受け止めて、どのような措置講じられるか、考えがあればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現状の作物を作付を継続いたしまして、交付対象水田から除外された場合は、先ほど申しあげました交付金が交付されずに、採算の合わない水田につきましては、耕作放棄地になりかねない状況で、大変厳しく受け止めております。国は、地域の課題を検証いたしまして、対応を検討するとしておりますけれども、交付対象水田からの除外につきましては、基本的には変更なしとしているところでございます。町としましては、先ほどの現状と課題を国に上げておまして、また広島県内陸部振興対策協議会でありますとか、町村会を通じまして、対象水田の見直し及び新たな支援策措置の創設等の要望も上げております。一方で、水稲とのブロックローテーションが可能な作物でありますとか水田につきましては、農業者のほうに、ブロックローテーションの検討もお願いしている状況でございます。それとともに用水の確保が難しい水路等につきましては、多面的機能支払交付金の施設の長寿命化等の活用によります用水確保の取組も推進してまいりたいというふうを考えております。それから、先ほど言いましたように、ウクライナ情勢をはじめとします海外情勢の不安定な状況によりまして、輸入食料品等、あるいは飼料等の減少が大きな問題になっております。今後、食料自給率の向上含めました食料安全保障対策が重要となるような状況だというふうを考えております。この食料安全保障の観点からも水田におけます食用米以外の作物作付の支援策は重要でありますから、対象水田見直し及び新たな支援策措置等につきまして、そういった考えからも引き続き要望していきたいというふう考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） いろいろ努力というか、見直しに対する意見を中央のほうにも伝えていく取組をされているということもあると思います。今の説明の中で、ブロックローテーションであるとか、多面的を使った用水確保であるとかというふうなことも進めていくというお話でしたけれども、現実的に考えて、今、畑作物を作られている耕地というのは、そのブロックローテーションができない、あるいは水張りが難しいところが主に該当している耕地だろうというふうに容易に想像できます。こういったことを鑑みますと、多くの今後の支援策というものの要望もですけれども、町として要望書を国のほうへ出すとか、こういったお考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員が言われましたように、本町の状況は、必ずしも全てのものがブロックローテーションできるものではないというふう考えております。そばでありますとか、そういった水を嫌うものにつきましては、そういった水張りというふうなブロックローテーションはそもそもできないのじゃないかというふうな大きな課題があるというふうに認識しております。併せまして牧草等、あるいは水田放牧をされている飼料作物等につきましても、そこに水を張るというのは、なかなか非現実的な話ではないかというふう考えております。そういった中で、大きな課題があるというふうに認識しております。町独自の要望書等につきましては、またそういった状況踏まえて、今後どうしていくかにつきましては、また内部のほうで検討していきたいというふうに思っております。まずは、先ほど言いました、様々な機関を通じての要望を今現在は取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 問題が、この地域の農業に直結する大きな問題であるがゆえに、できるだけ強力な行動をお願いをしたいところです。私もこの水田活用の直接支払交付金のあり方自体については、現状のまま、将来ずっと続けていくべきとは思っておりませんが、こういった見直しというのは今ではないなというふうに思っています。現状踏まえた意見を先ほど課長からもありましたけども、しっかり国へ伝えていって、国は、国民の命をつなぐ農業のあるべき姿というものをもっと深く見ていく必要があるんじゃないかということも私強く思っています。続いて中核的農業者に対する追加的な支援策ということで、ちょっと収入保険に絡んだ質問をしてまいります。コロナ禍による消費の落ち込みや米価格の下落、さらには、先ほどお話ししました水田活用交付金の見直しなど、農家、特に地域農業の中核を担う法人や認定農家、担い手農家にとっては深刻な事態というのは、先ほど話があったとおりです。一方で高齢化による離農耕地の増加や委託作業の増加など、引受け手となる法人や認定農家等、これらの必要性は高まるばかりだと思えます。いかにして地域農業、農地を守っていくかは喫緊の課題であり、担い手確保、就農者の確保等人材確保が大きなポイントだと思います。そのために農業を経営する法人や個人を必要に応じて支援することが重要だと思っています。町としてはこういったあたりどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 認定農業者や認定新規就農者は、今後地域農業を支える中心的な農業者と考えておまして、新規就農者の確保につきましては、本町独自の新規就農総合対策事業の実施でありますとか、国の新規就農育成総合対策、あるいは中山間地農業ルネッサンス事業を活用いたしまして、新規就農者の確保に努めておるところでございます。また、国の強い農業づくり総合支援交付金等の活用でありますとか、町単独事業の水田農業経営体育成支援事業等によりまして、担い手の経営支援を行ってきておるところでございます。農業を経営するための状況につきましては、年々変化及び厳しくなっていることが、先ほど言われましたように、現状でもそうでありますけども、今後もそういったことが予想されているところがございます。このため必要な対策を国の補助事業を活用するとともに、町単独事業につきましては、限られた財源の中ではありますけども、状況に応じた見直し等も行いながら、引き続き支援していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 町としての考え、今お聞かせいただきました。東広島市、神石高原町でお話をする中で、安芸太田町もそうなんですけども、北広島町の農業施策結構注目をされている。よく考えてやられているというふうなお話も実際ありました。こういった意味からも、こういった取組を続けていただければというふうに思います。先ほどお話しした質問の中にありました、安定した収入というところにポイント当てますと、農業を経営するという時に、自らが収入を担保する必要がある、自らが経営者であるというふうな意識を持っていかなくちゃいけないということなんですけど、町が地域農業、農地を守る姿勢を示し、前段で質問させていただいた支援事業、あるいは対策支援金、これらは一定の評価は得られているところではありますけども、話にもありました一時的な支援、緊急的な支援ということで、安定した収入源とは、これは言えないと思います。自らが担保するというのを考えれば、幸い生産したもの、自らですね。これで収益を得ていくということが収入減少に備えた保険に加入する、こういったことに

なろうかと思えます。農家の保険制度は、米、畑作物の収入減少緩和交付金、これならし対策ですけれども、これと野菜価格安定制度、農業共済、収入保険の4つの国の制度があります。国では、これらの制度は、収入保険に一本化する考えがあるとされ、そうすべきという記事が今年7月2日付の日本経済新聞にも掲載されています。今日、附属資料で新聞の写しをお渡ししていると思えます。令和3年2月16日付、農林水産省経営局長名で広島県知事宛に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営収入保険の保険料等補助についての文書が発出され、令和3年2月26日には、広島県知事から町長宛にこの文書が通知されていると思えますが、承知されていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） その文書につきましては、承知をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 承知をされてるということで、この文書の中身なんですけれども、農業者の事業継続や地域農業の維持を図る観点から、全ての農作物を対象に、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する制度である収入保険の意義が高まっている。コロナ臨時交付金等を活用して、収入保険の保険料等への補助の実施を検討し、加入拡大を通じて地域の農業者の経営の安定と農業の維持を図っていただきたいというふうに書いてあります。収入保険加入件数ですけれども、広島県では令和4年7月現在で1209件あります。令和4年6月末の収入保険金支払実績なんですけれども、これは355件で約6億円。北広島町における収入保険加入件数は、令和3年度128件で、収入保険金の支払額は70件、約1億円です。単純平均しますと、1件当たり約140万円が支払われております。これは昨年の農業減収、収入保険金の支払額になります。昨年は農業者にとっては本当に厳しい年だったんですけれども、この保険金の支払いを受けた農業者から、保険が役に立った、あるいは制度であるつなぎ融資で農業をやめずに今年も農業を続けることができたというふうな声も聞いています。国の農業政策保険でもある収入保険制度を本町でどのように生かしていけるか、どうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少が補償の対象であり、農業経営にとっては大変意義のある保険だというふうに理解しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 一定の理解をいただいているということを前提に次のお尋ねなんですけれども、収入保険に対する自治体の促進策については、令和3年3月25日付の日本農業新聞論説にも書かれており、収入保険への加入を迷う農家の背中を押す役割を果たしている。農家の収入減少は地域経済へも影響することから、自治体へは加入への支援策を検討、実施してもらいたいと記述があります。日本農業新聞ウェブ版でも、ならしから収入保険への移行が進んでいると推測、また、コロナ禍で相次ぐ気象災害から農業経営を守るセーフティネットの充実が重要といった記事が掲載されています。このような公的補助の動きもあって、令和3年12月時点で、地方公共団体における収入保険の保険料等補助の状況ですが、全国38都道府県で250の地方公共団体が補助を実施しています。広島県の近県でいえば、鳥取県が県で保険料の3分の1を助成し、さらに県内の16市町村が助成をしております。北広島町で掛金補助の実施に

ついて検討されたことはありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現時点では具体的な金額等の検討はしておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 現在まだ検討されてないということなんですけども、広島県で助成を行っておりますのは、府中市、東広島市、江田島市、神石高原町の4市町になります。情報によりますと、新たに4、5市町が検討しているというふうな情報があります。7月に東広島市と神石高原町に伺い、掛金助成を実施した考えや経緯について担当職員から話を伺ってみました。収入保険は、全ての農業収入そのものが対象になり、農業のセーフティーネットとして有効、青色申告が対象ということで、明確に区分できる。あるいは生業としての農業を守る手段として選択したと。こういったようなお答えでした。助成に対する反応はおおむね好評ということで、助成については、東広島市、神石高原町ともに法人経営では10万円、個人経営には5万円を上限として、保険料及び事務費の2分の1を助成しているという内容です。予算規模は、東広島が1300万円、神石高原町は230万円ということです。令和4年度においては、お隣の安芸太田町でも上限50万円で、保険料等の2分の1の掛金を助成するということです。全国的ともいえる収入保険に対する自治体の加入促進策を具体化するというふうなお考えはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員の言われますとおり、収入保険加入者は、本町におきましても年々増加しております。一方、収入保険と併用できない収入減少影響緩和交付金、いわゆるならし対策の加入者は減少している状況でございます。このことは、農業者自らが異なるセーフティーネットを比較検討し、自らの経営に合った制度に加入しているものと推察しているところでございます。担い手の農業者の多くにつきましては、収入保険、またはならし対策に加入しております。どちらか一方支援することにつきましては、公平性を欠くとも考えております。そういったことがありまして、現段階では金額の支援策については考えておりません。しかしながら、農業経営におけるセーフティーネットとしまして、収入保険等は有効でありますので、周知等によります加入促進につきましては努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなか他制度との平等というか、均衡を図るためになかなか難しいということではあると思うんですけども、先ほど紹介した農林水産省からの依頼文書から見ても、この収入保険制度に対するバックアップというものを望まれているということはあるかと思っておりますので、ぜひ積極的な検討を進めていただけたらと思います。併せて、農業の担い手をこれ以上減らすわけにはいかない。農業共済が当然加入から任意共済に変わって無保険者の農業者が出ている。こういった現状から、収入保険制度への加入促進策へは、集落営農法人を含め、青色申告の経営体を増やすことも重要ということが言われています。農業共済団体を中心にJAや農業委員会などが連携して青色申告の支援、これが求められている中ですが、行政ができる支援、関わり、何かお考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 申告につきましては、農業者自らがその方法等を選択するものでございますので、現段階で支援をするというところは考えてないところでございますけども、しかしなが

ら、大きな制度改正等があった場合、例えば2023年10月からの消費税のインボイス制度等への対応につきましては、関係機関と連携しながら、研修会等の開催を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど話にありましたインボイス、これは小規模の生産者にとっては、かなりハードルの高い制度改正になってくると思います。もう実際にどうしようかどうしようか考えて悩まれている農家の声も聞いてますので、このあたり含めて、しっかり支援を展開していただけたらというふうに思います。収入保険制度の掛金助成について言えば、もう一回お願いしたいんですけども、例えば自動車保険を例にすれば、自賠責と任意保険があります。万一に備えて、ほとんどの場合任意保険に加入されていると思いますけども、この収入保険の掛金助成というのは、この任意保険への助成になる。そういうニュアンスもあるのかなというふうには思います。ですが、決定的に違うというのは、個人ではなくて、地域農業の要である地域の広域な農地を守る、いわゆる広域的な役割を担う法人や担い手を無保険状態にすることなく支援するということの重要さにこの意味があるんだらうと私は思っています。BCP、これよくはやってますけど、事業継続計画ですね。これは第1次産業においても必ず考えておかなければならないことだと思いますし、これまで守られ過ぎてきたという部分もある農業、これもこのBCPから言えば例外ではないというふうに思います。町の基幹産業である農業は命をつなぐ産業でありながら、農業者自身がその経営をあらゆるリスクから守る時代になった。そういうことがもう来たというふうに思います。北広島町の農業について、今回取り上げた事柄のほかに、スマート農業含めた農業環境整備、あるいは有害鳥獣対策など多種多様な課題が山積み、山積していると思います。町の農業施策への所見を最後に町長に伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町の農業をはじめとする第1次産業を取り巻く情勢は、大変厳しい状況にあると認識をしております。担い手不足をはじめ病害虫被害、豪雨災害などの自然災害、コロナ禍における消費の落ち込み、米価の下落、生産資材の高騰、水田活用の直接支払交付金の見直しをはじめ畦畔管理というような問題もあろうと思いますし、地域農業を維持していくために解決しなければならない課題は山積をしております。これらの課題を解決し、活力ある産業の創造と成長を図るため、地方創生臨時交付金を活用した農業者への支援、本年度から実証試験等によるスマート農業の推進、鳥獣対策専門員の設置等新たに行っているところであります。加えて、先ほどもありましたけども、食料安全保障対策についても今後重要となると考えております。耕畜連携をはじめとした循環型農業の取組についても進めていく必要があると考えています。しかし、食料安保や農業政策は単町でできることには限度があり、国の政策によるところが大であると考えております。要望活動等しっかり進めてまいりたいと考えております。また、全国の米生産者が集まり、交流を通じて切磋琢磨し合える場を創造し、販路拡大につながる付加価値の創出、生産者と消費者の思いをつなぎ合わせ、消費者に安全安心なおいしいお米を提供し、米の消費拡大を推進する目的で、第1回全日本お米グランプリ in 北広島町を開催します。こうした様々な取組を着実に進めることにより地域農業の維持を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） るるお考えを伺って、一緒に取り組むべきところは取り組んで進めていき

いと思いますし、また、いいプラン、考えがあればお伝えをして、この地域の農業をいかに守っていくかというのをともに考えていければというふうに思っております。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業などを行うため、暫時休憩します。14時05分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 54分 休憩

午後 2時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、4番、中村議員。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。本日は、第2期北広島町スポーツ推進計画について問うていくことを通し、本町のスポーツの振興と地域の活性化について伺ってまいります。近年、スポーツは、社会を形成する上で欠かすことができない存在であります。そしてスポーツの持つ幅広い役割を新たに認識していくことにより、スポーツの捉え方は大きく変化してきています。さて、経済大国と言われている我が国ですが、バブルの崩壊や大震災などの経験により、コミュニティの重要性を再認識させられ、きずなや心によるまちづくりが求められています。これは地域社会において、満足感、潤い、安らぎなどが重視されている証であります。近年、広い意味を持つスポーツによるまちづくりは、地域資源を活用し、経済的効果や社会的効果をもたらしています。さらにスポーツイベントの開催に伴うボランティアなどの住民参加はまちづくりに重要な役割を果たしています。そしてまちづくりのための組織として、スポーツコミッションの形成やスポーツツーリズムの推進に向け、様々な動きが現れています。人口減少が進む今日の持続的なまちづくりの戦略において、スポーツの持つ力の活用が期待されています。人口減少が進む今は、人材を奪い合うのではなく、人材をシェアしあっていくことを一層重視する必要があります。スポーツイベントを開催し、町外の人を迎える我々は、担い手として活動することで満足感を高めるとともに、ふるさとの良さを再発見することができます。また、北広島町を訪れた人たちにとっては美しい自然と優しいおもてなしを味わうことによって、心踊らせることができるとともに、新たな居場所を獲得していくことができます。このように北広島町を訪れる人と、我々とのウインウインの関係づくりによって、これからのまちづくりを進めることを最も大切にすべきだと思います。その結果として、関係人口を獲得したり、北広島町のファンを増やしたりすることができるものと考えます。以上のことを踏まえ、第2期北広島町スポーツ推進計画について伺ってまいります。推進計画の趣旨には、合併当初の新たなまちづくりへの意識醸成を目的として町民大運動会が開かれたことが記されています。この町民大運動会は、合併した4町持ち回りで開かれ、多くの方が交流を深めてこられました。しかし、この町民大運動会の後、それを引き継いだ取組はどう進めてこられたのでしょうか、お伺いします。

- 議長（湊俊文） まちづくり推進課スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 計画策定の趣旨の中で記載のあるチャレンジデーの全町開催やラジオ体操の普及、また、きたひろスポーツフェスタなどを実施しております。今後、スポーツフェスタでは包括連携協定を結んだ企業とも協働し、町民の皆様の健康づくり、体力づくりを行えるプログラムを実施し、充実できればと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） スポーツフェスタとして町民運動会にとってかわってソフトバレーボール大会が開かれました。これは私ども北広島町のソフトバレーボール部のほうが主管してまいりましたが、主催する行政の取組は年々本来の趣旨を形骸化されてきたように思っております。本年度は、昨日担当課からソフトバレーボール部のほうにおいてになって、大会の協力の依頼を受けたところでありますが、本来スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、地域の一体感や活力の醸成を狙ったものであり、このスポーツフェスタの取組は非常に意義深い取組であると自覚して取り組んでいただきたいと思います。次に移ります。推進計画策定の際、スポーツを取り巻く北広島町の課題が上げられています。それらの課題解決に向けた取組や進捗状況についてお伺いしてまいります。誰もが利用できるスポーツ環境の整備が急がれると書かれていますが、その対応についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） まず、支える人材育成としまして、スポーツボランティア育成講習会を町内の豊平中学校で実施し、また、町内の小・中・高校生を対象としたパラアスリートとの交流事業を芸北地域、大朝地域、千代田地域などで行っております。今年度もパラアスリートとの交流事業などを通じて支える人材育成を行ってまいります。誰もが利用できるスポーツ環境として、豊平総合運動公園内のトイレやテニスの観客席のバリアフリー化などを行っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 課題と申しますか、量的な課題と質的な課題が私はあるのではないかなというふうに捉えております。量的な課題とは、町民が気軽にスポーツに親しむ場が十分かどうかということです。質的な課題とは、障害者、子ども、高齢者など多様な主体が利用しやすいものになっているかということでもあります。こうした住民のニーズをしっかりと把握し、全体が最適となるように努める、いわゆるストックマネジメント、これを大事にしていきたいと考えております。今提言したことを丁寧に協議し、取り組んでいただきたいものだと思っております。それでは次に移ります。子どもの体力向上と高齢者の元気づくりについて伺います。児童期から中学校にかけての子どもを指導する北広島町内のスポーツ少年団等の組織についてどのように把握されているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 町内のスポーツ少年団は16団体、指導者が47名、団員数332名、内容につきましては、陸上、ソフトボール、軟式野球、サッカー、バレーボール、ソフトテニス、柔道、剣道、器械体操など多岐にわたっております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） スポーツ少年団というのは、ご承知のように、1962年に日本体育協会が創設した歴史あるスポーツクラブでございます。一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、ス



スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中にと願ってつくられたものでございます。町内のスポーツ少年団においても体力づくり、人間づくり、スポーツの生活化が促進されているものと理解しておるところでございます。町内のスポーツ少年団に対しまして、青少年育成の観点も踏まえ、町はどのような活動支援を行ってこられましたか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） スポーツ協会を通じまして、各スポーツ少年団に対して助成金を支出しております。また、スポーツ少年団に対し、事務的な指導、助言などの補助を行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 高齢者の対応についてお伺いします。やりがいや生きがいを持って活躍できる場の創出が必要だと捉えておりますが、どのような場がこれまで有効でしたか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 高齢者におきましては、一般介護予防教室、きたひろ元気アップ教室、元気づくり推進事業などを実施しております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 高齢者の施策としては、今おっしゃっていただいたようなものが大変有効だったのではないかと私も捉えております。しかし、高齢者の動きを見てみると、何といてもグラウンドゴルフに熱中されているんじゃないかなと思います。この取組は、また町のほうもぜひご支援いただければと思います。次に移ります。町民のスポーツの実施状況について伺ってまいります。スポーツに積極的に取り組める環境づくりや身近なスポーツ施設の利用促進を通して、スポーツを楽しむことのできる環境整備や施策をどう展開してこられましたか。もう1点、町民のスポーツ実施率の調査について挙げておられますが、どう進めていくのか、お伺いします。また、実施率の目標50%とされていますが、その理由についてもお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 身近なスポーツの施設利用、活用を促進する施策につきましては、各地域運動施設の利用状況が確認できるシステムの導入を令和2年度に行っております。また、町民のスポーツの実施率につきましては、令和2年度に実施しております町民アンケートによりまして実施率、これは月一度以上運動しているかというところになるんですけども、33.8%となっております。また町民のスポーツ実施率の目標を50%としている理由といたしましては、まず、町民の半数がスポーツを行うことを目標として50%と設定いたしました。先ほど申しました令和2年度のアンケートでは、スポーツ実施率が33.8%であり、今後も目標達成に向けていきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町内の運動施設のほうに地域運動のシステムの導入をとおっしゃいましたが、必ずしも運動施設ばかりでの活動とは限らないと思います。私は、実施率を上げるためには、様々な呼びかけも必要になってくると思いますが、町民へ向けてのアンケートとか、そうした呼びかけ等で広報していくことも大事にされるべきではないかと考えます。次に移ります。スポーツ協会の組織強化、総合型地域スポーツクラブの持続可能な運営体制の構築は、行政のリーダーシップが求められると思いますが、どのような提言をし、どのように推進しているのか

をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） スポーツ協会は、北広島町の全町民のスポーツ振興に寄与されているものと思います。また、総合型地域スポーツクラブにつきましては、住民参加を中心に体力増進や技術力向上に力を発揮してもらっております。町は、それぞれの組織に対して補助や事務局や指導を行うことで、持続可能な体制に向け、関わりを進めております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 旧4町単位で申した時に、千代田地域はスポーツ協会、他の地域は総合型地域スポーツクラブで運営をされていると思います。とりわけ千代田地域のスポーツ協会がきちっと、私は動いてないなと思っております。そこらあたりについて、先ほども申しましたように、行政のリーダーシップで指導入れていただいて、また、そこをしっかりと構築し直していただく取組が今後町の取組を推進していく上で重要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 議員がおっしゃられましたとおり、その推進については、今後千代田地域のスポーツ協会とも協議しつつ進めて、強化できるようにやってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ぜひ今年度中にその体制の構築について、集まって協議するような、そういうふうな機会をつくっていただくことを願っておるところであります。さて、スポーツ推進員について伺います。スポーツ推進員は、どのような活動をしているのでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） スポーツ推進員は、実技の指導だけではなく、地域のスポーツの調整役として町主催の行事などにも参加していただいております。今後もスポーツ大会のボランティア、各種研修会への参加など、スポーツ推進の一翼を担っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 推進員を活動させる一番の目的は何ですか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） スポーツ推進員の一番の仕事としましては、先ほど申しましたとおり、町と地域のスポーツ団体等の調整役としての部分が大きいかと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私も本地地区において、スポーツ推進員さんが本当に地域行事について主体的に関わっていただいてリーダーシップを発揮していただいているように感じております。私は、このスポーツ推進員さんというのを先ほどもおっしゃっておられましたが、スポーツ実施率の向上に向けてしっかり活躍してもらうように、そこで何かの策を練っていただければ、さらに町の取組が進むものと考えております。次に移ります。スポーツが持つ多面的な効果を活用したまちづくりを推進するためには、各種関係団体が取組を充実させることが重要と記されておりますが、どう対応されていますか。また、町民、関係団体、企業、行政が連携し、スピード

感を持って新たな取組を牽引する土台となる組織づくりをつくるため、行政はどうリーダーシップを発揮してこられたのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 本年度につきましては、広島県の我が町スポーツ推進補助金を活用し、スポーツフェスタや障害者スポーツの交流会、サッカー大会の開催などの取組を進めてまいります。来年度以降も状況を勘案しながら事業を進めてまいりたいと考えております。また、町民、関係団体、企業、行政がスピード感を持って新たな取組を牽引する組織づくりについてですが、これにつきましては、今後どのような組織づくりを行えばよいのか、現在ある組織の利活用含めて研究を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 推進計画の一部に、新たな計画を牽引する、その役割を果たす組織が存在しないと書かれていますが、これはどういう意味でしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 今の時点で、それがスポーツコミッション等の団体になるのかと思われませんが、この計画を立てた時点でのそういったものが存在しないということで記載されているものと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今おっしゃっていただいたことは、私も同様に、スポーツコミッションの形成に関わるものであって、推進計画を展開する上で一番肝になるところだと思っております。後ほど、もう一度このことについてお伺いいたします。次に移ります。スポーツに関する情報の一元化や様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ることを課題とされていますが、どう取り組んでこられましたか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 情報発信の媒体といたしまして、ネットや音声告知放送、広報などで情報の発信を行っております。今後どのようにすれば、より情報が集まり、広く町民の方々に情報発信ができるか、さらに研究をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私は、町内で動いている運動団体たくさんあると思います。その運動団体がどういう目的で、どういう思いで活動しているのか。そして、いつ活動しているのか、自由においでくださいという広報も含めて、周知が必要になってくるのではないかと思います。その取りまとめをぜひ行政のほうで進めていただければと願っております。さて次に推進計画の5つの政策目標と、施策展開から伺ってまいります。きたスポコミッション、いわゆるスポーツコミッションは、どのように創設され、どこに拠点を置き、どのような役割を果たしているのでしょうか。また、その予算措置はどのように行われているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） きたスポコミッションは特色ある本町の自然環境を生かし、スポーツや経済の活性化に向けて、観光や食、文化などの他分野との連携、調整を行う組織として考えております。本年度立ち上がりましたまちづくり会社を中心に展開をしてみたいと考えております。以上です。

- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 財政政策課の資料では、スポーツコミッション新規雇用2人とあるが、これはどういう意味でしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） スポーツツーリズムを推進するための中核となる組織を新たに立ち上げ、その職員2名を雇用する計画を掲げたものでございます。現在、スポーツコミッションはまちづくり会社が掲げる地域商社、観光DMOとともに3つの機能の1つとして考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） どんぐり財団も町内にはございます。このどんぐり財団は、スポーツ庁のホームページでも、スポーツコミッションの一つとして記されております。アンプティサッカー、アフィーレ広島や地域密着型ソフトテニスクラブどんぐり北広島を中心にスポーツ、福祉、地域振興、観光産業の各分野を融合させる取組を行っていると把握しております。どんぐり財団は本町のスポーツコミッションにどう位置づいているのでしょうか。もし位置づいているようであれば、これに係る予算措置はどのようになっているか、お知らせください。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） どんぐり財団は、スポーツコミッションとしてスポーツ庁のホームページにも掲載されており、本町を代表するスポーツコミッションと認識しております。現在まで、本町のスポーツ推進にご協力をいただいております。今後、力強いパートナーとして、町のスポーツ推進のお手伝いをいただければと考えております。また、予算措置につきましては、本年度町が実施するソフトテニス中学生大会、障害者スポーツ交流事業などの委託業務費として約150万円を考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） もう一度伺います。先ほどのことをちょっと整理していきたいんですが、本町のスポーツコミッションの全体像、今どうなっているというふうに捉えておられますか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 本町のスポーツコミッションにつきましては、先ほど申しましたどんぐり財団が1つ組織としてございます。もう1つは、先ほど申しました、新しく立ち上げましたまちづくり会社の中にあるスポーツコミッション、この2つが本町のスポーツコミッションとしての位置づけにあると思います。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） まちづくり推進課のスポーツ推進係は、そこには入っていないのでしょうか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 組織の中に入ることですと入っておりますが、そこに対しての関わり、スポーツ振興をしていくということで、そちらのコミッションについての関わりをこちらのほうで取っていきたくて思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 私は、スポーツコミッションとは、スポーツを通じた地域振興を目指す組織であると考えております。スポーツ庁では、スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と町外からの誘客を目指す取組を年間を通じて行う官民一

体型の専門組織であって、地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズムの推進のために地方公共団体、民間企業、各種団体などが連携、協働して、一体として活動する常設の組織であると定義しておるところであります。今後、スポーツによるまちづくり推進の核となるこの組織をどう整備して、どうリーダーシップを発揮していくんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 今担当のほうからお話をさせていただいているように、スポーツコミッションも新しいまちづくり会社はなえーるの中に包含した形にしたいというふうに思っていますが、現在のところでは、まだそれが活動できてないということでもあります。まずは、ふるさと納税を中心に進めていくということを進めておるところであります。観光DMO的な機能もまだありますけども、順次、そこらは拡大をしていこうというふうに思っておりますし、まちづくり推進課のほうもそういった形で関わりを持っていくということになると思います。余り遅くないうちにはそういった機能も包含していこうというふうに思っておりますが、共通して言えるのは、地域資源を生かしたまちづくり、地域の活性化というところは共通しておると思いますので、順次進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今町長おっしゃいましたように、スポーツコミッションの輪をしっかりと広げて、官民一体の官の部分、しっかりとリーダーシップを発揮していただくことを願っております。次に移ります。スポーツツーリズムの推進に係る見解をお伺いいたします。現在は、モノ以上にコト、体験が強く求められる傾向がございます。スポーツを含めた体験に価値を感じる人も増えており、その要望を満たすコンテンツの一つがスポーツツーリズムであり、注目を集めております。北広島町の豊かな自然を上手に活用すれば、多くの観光客を呼び込めると思います。また、このことでスポーツをきっかけとした地域の新たな魅力発見にもつながり、北広島町の可能性を広げることができると思います。地域資源を有効に活用したスポーツツーリズムの推進の意義について、町の基本方針や見解をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 観光庁は、スポーツツーリズムをスポーツを見る、するためだけの移動ではなく、周辺の観光要素やスポーツを支える人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイルと定義しております。本町は、スキー場、運動公園施設といったスポーツ施設はもちろんのこと、豊かな自然や伝統芸能や歴史的史跡など魅力ある観光資源があるのにもかかわらず、町外からの観光客を周遊させる仕組みなど整っておらず、今後、地域住民や関係団体と連携して推進をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今係長がおっしゃったように、本町にはたくさんの資源がございます。私は、これを進めるに当たりましては、発想の転換をしていくことが重要であろうと考えております。地域振興からスポーツへアプローチしていくという逆転の発想に立つということでございます。スポーツによる地域創生とはまちづくりであって、まちづくり推進課はもちろん、町長部局の関与とリーダーシップの下、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、住民や企業など多様な主体とも連携、協力して、地域を挙げて取り組むことが不可欠であろうと思います。このことが活力ある北広島町のまちづくりにつながっていくものと私は考えております。では次に移ります。近年、コロナ禍で実施できないものもあると思いますが、それを含めて、本町に

において現在実施しているスポーツツーリズムの取組には、どのようなものがございますか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 議員もおっしゃられましたとおり、昨今のコロナの状況もあり、実施が難しい状況ではありますが、本年8月11日に本町と安芸太田町を会場に行われたやまがたサイクル2022などを実施しております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私は、そのほかに聖湖マラソン、それから、今はちょっと中止されていますが、大朝で行われている国体記念のソフトバレーボール大会、それからスキー場で行われるスキー、こういうものが大きな素材ではないかなというふうに思っております。まだまだ町内の実態をつぶさに見ていけば、もっともっとあるんじゃないかなと、そういうふうにも思います。スポーツツーリズムの推進により、どのように地域を活性化し、関係人口の拡大をどう図っていくと考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 先ほど申しましたやまがたサイクル2022では、参加者が吉川史跡や千代田の道の駅、豊平どんぐり村などで休息をし、スタッフと交流を楽しまれる姿が見受けられました。イベント参加者が町内へ宿泊、来訪していただき、地元の方との交流をしていただいたり、また、こういったスポーツイベントに町民の方がスタッフなどとして参加していただき、参加者との交流を行って、そのイベントに合わせ、各種物販を行うなど、関係する町民の皆様の裾野を広げていくことができると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 地域を挙げて取り組むんだと、そういう輪を広がるように取組を進めていただきたいものと思っております。次に、スポーツ施設、関連施設について伺います。スポーツ基本法では、全ての国民がスポーツに親しみ、楽しめる等の機会の確保、身近にスポーツに親しめる施設の整備、運用、改善がうたわれています。とりわけスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設でございますが、その有効活用を図っていくことは極めて重要であります。施設開放されている学校の体育館や運動場の照度は、学校環境衛生の基準として文部省体育局の裁定により、JIS照度基準を用いられていることはご承知のことと思います。どのような頻度で点検されていますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 点検につきましては、目視による点検を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 目視による点検によって、この照度は基準を満たさないんじゃないだろうか、とてもじゃないが暗くて危なくて使えんよねという施設は幾つぐらいありますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 全ての施設について照度を確認ができておりません。その中で、照明が切れた場合の対応は、随時行っている状況でございます。照明が切れた場合への対応を随時行っている状況であります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 一つ、これは本地小学校の校庭であります。ぜひ一度行ってみてください。

とても暗くて、照明は切れておりませんが、私は使い物にならんと感じております。ですが、そのような中、サッカーのスポーツ少年団の子どもたちは一生懸命活動しております。基準は決して満たしていない学校体育施設の照明の改修について早急に行うべきだと思いますが、どうですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 照度の確認を行いまして、必要な対応は取らせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これは年度内に早急にやるというふうに理解していいですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 照度確認については行います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次に移ります。スポーツ施設を持続的に提供するためのガイドラインの策定やメンテナンス、環境整備の実施をすることは必須であると思います。町はどのように取り組んでいますか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 町のガイドラインとしましては、国のインフラ長寿命化基本計画における本町の行動計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づいて取り組んでおります。また、公共施設の建物点検を行い、建築物の寿命を表すための評価や優先的に改修する建物の順位づけ等行う健全度調査を実施しております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 千代田運動公園のことでございますが、町内で唯一の陸上競技場がございます。しかしトラックのアンツーカーは全て剥がれ落ちている状況でございます。アンツーカーが全て剥がれ落ち、使い物にならないようになるまで、なぜ放置されていたのか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 運動公園のアンツーカーの話でございますけども、ご指摘のように、かなり傷んでなかなか使いにくいというふうな状況でございます。その中でも、陸上競技ということで、できるだけ利用はしてきておりますけども、どの施設につきましてもかなりの傷み、老朽化が進んできている状況でございます。その中で優先的にどこから修繕、改修していくのかというところがございまして、この競技場のトラックにつきましても、利用頻度も含めまして、現在のところ、まだ修繕等ができてない状況にはございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） トラックの素材を更新していくことで、スポーツ合宿で訪れる団体なども期待できるものと思います。関係人口を増やしていくことにもつながると考えますが、今後の対応、いかがされるのでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 陸上競技場の素材を新たに更新することで、利用者の増加や、それに伴いスポーツ合宿などの増加などは期待できると考えております。しかし、トラックの素材を全天候型に変更した場合、公認陸上競技場にするかどうかにもよりまずけども、概算で数億円の事業費が必要になると考えられ、現状、トラックの素材の更新は難

しいものと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 公認の競技場には絶対ならんと思います。しかし、あのまま放置するほうがもったいないんじゃないかなと思います。ぜひ、トラックだけでも直して、外からの合宿、しっかり呼び込んでいただくと、私は町にとっても、来てもらう人にとってもウインウインになれるんじゃないかと考えております。さて、する・みる・ささえるの3つに分けたきたひろスポーツの取組について、どのように評価をされておられますか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） まず、するスポーツにつきましては、体を動かすという直接的な身体活動を通じての健康づくりであります。気持ちの爽快感なども合わせて味わえるものと考えております。みるスポーツは、スポーツを観戦することで、感動や感激を味わうといった心の高揚、また現地観戦などで周りの人たちとの感動の分かち合いなどで仲間づくりなどにつながると考えます。また、ささえるスポーツでは、ボランティア活動などをするすることで、やりがいや生きがいを実感できると考えられます。する・みる・ささえる、どのスポーツにおいても身体活動や心の動きの中で、健康づくりにつながっていくものと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） スポーツの持つ多面的効果といたしまして、健康、仲間、楽しさ、コミュニティづくりを挙げておられますが、する・みる・ささえるスポーツのそれぞれにおいて、健康づくりとどう関連していると捉えておられますか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツ、先ほど申しましたように、身体の活動、そしてその中にある仲間づくり、議員がおっしゃったコミュニティとのつながり、そういったところを全て、する・みる・ささえるスポーツの中で取り込んで、スポーツ推進につなげていければと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私が問うたのは、健康づくりとの関連ですが、どうですか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 健康づくりにつきましては、もちろん体を動かすことでの健康づくり、みる、先ほど申しました、心の高揚、感動を分かち合うというところで、心の動きの健康づくり、ささえる、周りの方とのコミュニティをつくることによつての健康づくり、そこら辺につながっていくと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 了解しました。スポーツを見る機会を増やしていくために施設整備を進めると書いてございます。その整備計画をどう進めるのでしょうか。

○議長（湊俊文） スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 整備計画に基づいた計画的な整備は必要と考えておりますが、当面は必要な既存施設を維持することを基本に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。



- 4番(中村忍) 今、新たに新庄に人工芝のサッカーグラウンドができようとしております。もう既に1面できたようであります。新庄のサッカーグラウンド、私はスタンドがあつたらいいなと思うんですが、どうでしょうか。
- 議長(湊俊文) スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長(石川一義) 議員がおっしゃられましたとおり、観戦をしていただくということであれば観客席必要かと思いますが、現状、施設の周り等にそういったスペース等もございませんので、今のところでは移動式の観客席を2基置くということになっておりますので、それをもって観客席にさせていただきたいと考えております。以上です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 千代田運動公園のアンツーカーのようになってもらっては困るので、人工芝のサッカーグラウンドの整備をどう進めるか、準備されておられますか。
- 議長(湊俊文) スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長(石川一義) 修繕につきましては、年間約100万円程度かかると施工業者からお聞きしております。それにつきましては、指定管理者の利用料等で対応できればと考えております。以上です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 私は、当初費用はもっと要ると思っております。というのが、サッカーグラウンドのクリーニング、ブラッシングをする際に、これは専門の機械を一つ導入しとかんと何遍も何遍もできません。しっかりいいコンディションにしていくためにもそういう機械の購入も含めてご検討いただければと思います。次にいきます。推進計画の着実な推進と進行管理を図るため、PDCAサイクルを繰り返し、取組を継続的に改善していく。絶えずスポーツをめぐる最新の動向を把握するとともに、有識者に事業の進め方について助言を仰ぎながら取組を進めると記されていますが、その現状について伺います。PDCAサイクルによる取組の改善はどれぐらいのスパンで行うのでしょうか。
- 議長(湊俊文) スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長(石川一義) 第2期スポーツ推進計画は、令和3年から令和7年度の計画であり、中間年である来年度に町民の意識調査を行い、その結果を踏まえ、計画に反映、改善をしていきたいと考えております。以上です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) PDCAサイクルによる取組の改善に関わられるメンバーは、どういうメンバーが関わられるのでしょうか。
- 議長(湊俊文) スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長(石川一義) まちづくり推進課にスポーツ協会やスポーツ推進員などの本町のスポーツ推進に関わっていただいている方々を中心に考えております。以上です。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) ちょっと伺ってみるんですが、このスポーツ推進計画の終わりのほうに、スポーツ推進計画策定委員会、当初8名おられました、この8名の方も全て参加されるのでしょうか。
- 議長(湊俊文) スポーツ推進係長。

- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 先ほど申しましたが、当初この8名の方で策定委員会を立ち上げて資料作って、計画をつくっていただいておりますが、この方々全てが入るかどうかということは、まだ人選等も考えておりませんので、今のところ不明でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 最後にもう1点、助言をもらう有識者とは、誰を指しますか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 本計画を作成していただいた時にご協力いただいた有識者の方々、またスポーツアクティベーション広島、広島県のスポーツ推進課の中にある組織ですけれども、こちらのアドバイザリーボードから、スポーツを専攻されている有識者の方々を想定しております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 行政が事業を行うパターンとして、コンサルタントを取り入れて、高いコンサルタント料を払って、形式的に事業を進めている傾向があると私は感じています。コンサルタントは絶対に必要なものなんでしょうか。担当者がワーキンググループをつくるなどして、しっかり研究して、担当課でしっかり協議をし、住民の反応をしっかり受け止めるなど、取組を自ら十分納得できるものとしていくように頑張って、自助努力をもっと大切にして事業展開すべきであると考えますが、どうですか。
- 議長（湊俊文） スポーツ推進係長。
- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） コンサルタントを利用し、専門的知識をもって取りまとめを行っていただくなどといったところについては必要と考えます。しかし、議員がおっしゃられたように、住民アンケートなども実施し、住民の意識を十分に取り入れ、反映していけるものになりたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） このスポーツというのがほかとは違って、みんなで協力して考えてみれば分かるような中身が随分多いものではないかと私は考えております。そういう中で、安易に委託するという事は、ちょっと考えていただければと思います。とりわけ委託する内容は何なのか。委託することで得られる効果は何なのか。その費用は適切なのか、十分に検討して行っていただきたいものと思っております。最後の質問にいきます。平成28年からスポーツをキーワードとした地方創生事業が始まって、本年4月には、スポーツ庁では、スポーツによりまちづくりを重点的に取り組むことを施策として新たに位置づけました。スポーツによるまちづくり戦略は、国がバックアップする新しい地域活性化戦略です。こうした今こそ、国が示す時代の風をしっかり受け止めて、行動に移すときではないでしょうか。本町とほぼ同規模である兵庫県佐用町では、持続的なノンメガスポーツイベントとして取組を進められ、4年で軌道に乗せておられます。先進事例にしっかり学んで、スポーツの持つ力をしっかり活用して、まちづくりを進めていく策を練り、実践に移していくことが求められると思います。取組の根本に地域づくりがあって、そのための素材になるスポーツがあるわけです。関係課の全てが連携して取組を推進することこそ大切にされなければならないと考えております。町長の所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） スポーツ庁では、本年4月から第3期スポーツ基本計画がスタートし、スポ

ーツによるまちづくりが重点的に取り組むべき国の施策として位置づけられています。本町の第2期スポーツ推進計画の基本理念で、町民がスポーツを通じて幸福感、満足感を実感できるまちづくり、する・みる・ささえるスポーツを進めていくことで、スポーツによるまちづくりが可能と考えておりますが、先ほどからありますように、町民アンケートを実施したり、意識調査結果を踏まえ、計画に反映、改善を行ってまいりたいと考えております。いろいろな既存イベントの磨き上げや練り直しなどを行いながら、本町が持つ観光資源の活用や人の力も引き出して、新たな北広島町ファン獲得につなげていきたいと考えております。スポーツの持つ力は大きなものがあると思っております。スポーツの持つ爽快感、満足感、人を引きつける力、そして豊かな自然や伝統芸能など、本町の魅力と合わせて、それらを町民や本町へ来られる方と共有し、スポーツを通じて住みたい町、訪れたい町となるよう施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今町長おっしゃいましたようにスポーツの持つ力、その魅力というものは大変大きいものであらうと思えます。とりわけ、そのスポーツの持つ力によって、町民の多くが幸福感を得、満足感を得、しっかりそういう町なんだよと、そういう町になってきたよということが大きく発信されるようであれば、自然と町外から多くの人を呼び込むことができるものと私は思います。とりわけ本町のほかの宝である神楽などと一緒にして取り組むことで、ますます取組が円滑に、また多岐にわたって多様にできるのではないかと思います。これまでスポーツを軸にした活性化の事例というのは多くあったんですが、主導していたのは自治体の限られた部門やら特定の競技団体などで行われていました。いわゆる点として活動していたわけでありまして。今後、地域に眠っているスポーツの資源をしっかり掘り起こして、地域や自治体の協働による、面によるスポーツをツールとしたまちづくりにしていくことで、まだまだ多くの可能性が秘められているものと私は思います。町民がわくわくする手づくりの取組の推進とその成果を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業など行うため、暫時休憩します。15時10分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 59分 休憩

午後 3時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。これまで3月の議会、6月の議会と、志路原川、あるいは冠川、江の川水系にあります千代田を中心にしたゴム井堰のことについて現状や課題や問題等も指摘をしてきております。まず、3月には、これからもお米づくりはできるのかというタイトルで行いました。それから、6月には、その可動堰の井堰の所有者は誰なのかとい

うタイトルで質問させていただき、今回は、今後可動堰は維持できないというふうに本当に断定的な言い方をせざるを得ない状況で質問させていただきます。前回示された黒坂井堰、乙熊井堰、河本井堰の現地調査用受益者戸数、受益面積、水の流れ等に関わる地図をもらって、本当によく分かるということで評価もさせていただきましたし、今回もこの3井堰以外のものもいただくように案内をしておきましたけれども、現在私の手元に届いておりませんけれども、議長のほう、何か申し出とかありましたか。私の手元に届いていませんが。通告書には書いていたんであります。

○議長（湊俊文） いや、ありません。

○8番（梅尾泰文） どういう状況なのか、お伝えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。以前3月議会でも6月議会でも、地元の情報提供がないと調査のほうができませんとお答えさせていただいております。6月議会でも調査にご協力をとか、行政区長会のほうでも水等の流れの関係を調査していただきたいとご協力をお願いしておりますけれども、どの組合、維持管理組合のほうからも情報提供がございませんので、議員のほうにお渡しする状況ではございません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それぞれの水利組合のほうに打診をしましたが、それに応えていただけなかったという状況のようではありますが、今の井堰のメンバーの方たちに、以前、18の団体さんに集まっていたかもしれませんが、非常にその当時は一気にダムが、風船が膨れて、何とか水がたまって、そこから給水できるというふうな状況でよかったわけではありますが、その前回集まっていた時にも非常に風船が破れたりして、大変な状況であるというふうなことが出されてきています。そういうふうな状況の中で、ひょっとすれば、町の打診に対して、うん分かったよというふうな状況にならなかったということも考えられるわけですから、今後、そういう地域の方たちとのつながりをより一層深めて、理解が求められるような取組をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 3月議会、6月議会でも建設課のほうから、今後、流域治水の指定を受けた時に、また新たな事業等があるかもしれないのでということで、今回7月に流域の指定を受けましたので、今、県のほうを通じて、流域治水の関係で、いろんな構想であるとか補助事業で該当するものがないかというのを調査を依頼しております。まだ来年度の各省庁の概算要望が出ておる段階で、はっきりしたことがまだ確定しておりませんので、なかなか改まったご返事をいただいております。現在まだ該当するいい事業がないというのが実情でございます。ですけれども、今後も調査を進めていって、適切な事業がないかどうかというのは今後も調査を進めてまいるようにしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 新たな一歩が開けるかもしれないという期待はありますが、まだ、今のところスタートしたばかりで、行き先は見えていないよという状況ではありますが、深くこれから研究をしてもらって、何が使えるのか、どういう方向がいいのかということはしっかり検討してもらいたいというふうに思っています。特に地元の方たちとの協議を含めた上で行っていただきたいというふうに思っています。さて本題に入りますけれども、県が井堰の工事を発注

して、工事完了後、可動堰引継引受書によって水利組合に引き渡されたと答弁されましたが、その答弁があった後日、もらった書類は、補償施設引継書でありました。それは引継者が広島県芸北地域事務所長、引受者は、井堰者の代表、立会者は、千代田の場合でいえば千代田町長、押印がされたものであります。まず、先に答弁と書類の違いについてただしいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在町内には17のゴム堰がございますけども、現在、確認できております引継書等の箇所数は13か所でございますけども、それがそれぞれ違いました。引継引受書というのと、単に引受書というものと、補償施設引継書、それからもう1つ、引渡協定書という4種類の表題がある引継書関係の書類が保存されているのを現在確認しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私もそのように最初から言うてもらったら、私も手元にそういう書類も持っていますが、トータルでいうたら、今言われたように4種類あるんです。4種類あった中に、管理棟といえいいんですか、そういう事務所ではありませんけども、そういうものを設置するのに、土地代であったり代書さんの費用であったりというふうなものも経費の中にも入っているというのは知っているんですけども、そこでもう一度私確認をしますけれども、17のゴム堰があると言われましたが、鋼板製の鋼製のゴムでない、少し前のやつですが、それも含めて三者で契約なり引渡しをしておられるということがあるんだろうと思いますが、その18、19について、全て書類はいろんな形の書類でもいいんです。その時期時期によって違うようでありますから、それはそれでいいんですが、4つのうち全てどれかに当てはまるような書類保管がされていますかということの確認をまずさせてください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどのお答えにも関連しますけども、議員おっしゃられるとおり、鋼製起伏ゲートという形になると思います。同じ可動堰の種類ではございますけども、ゴム堰と鋼製起伏ゲート、合わせて、現在今19か所確認させていただいております。そのうち、4種類あるんで、引継書というふうに今後言わせていただきますけども、引継書として、現在保存を確認させていただいている施設は、先ほど申しましたように、ラバー堰の13か所のみです。ほか確認できてないのは、ちょっともう実質蔵迫の大渡の鋼製起伏ゲートと、それから冠川の青木堰の鋼製起伏ゲートは、ちょっともう現地のポンプ施設とか見に行ったんですけども、設置年もちょっと今不詳の状態ですし、ちょっと保存されてる文書がまだ発見できておりません。県のほうに問い合わせたところ、同様に発見には至っておりませんので、もし地元の方で持っていらっしゃる方がいましたら、資料ご提供いただきたいというのが状況でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ラバー堰が17のうち13しか書類が確認できていない。ゆゆしきことじゃありませんか。私は先日いただいた例規集をここへ持ってきているんでありますが、例規集に書類の保存年限というのが明確に書かれています。この条例でいえば、196ページに北広島町文書事務取扱規程というのがありますが、そこに多分永久保存だろうというふうに思いますが、196の20番か22番か23番か26番か分かりませんが、非常に貴重な大切な書類である。三者で押印をしているわけでありますから、非常に大切なものでありまして、先ほど課長言われた鋼板製の分については、私は17のうちの13と言われた、4つについては、

こちらなくてはならんのではないかというふうにも思います、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員おっしゃられるとおり、北広島町の文書事務取扱規程第40条で、第1種の特に重要な協定等関係書類は永年または35年と、第2種の重要な協定等関係書類は20年または10年と、第3種の協定等関係書類は5年と規定されております。ゴム堰の引継書は、現在引受者でも引継者でもない立会人という形で保存されておりますので、建設課としては、第2種文書とするのが相当である。20年の保存年限の見解ですけども、現存する様式で、まだ現在ゴム堰がありますので、施設の改修の時の書類とか施設図面であるとかというのは、できるだけ今の現状である限りは保存していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 建設課長じゃなくて、町長か副町長にお聞きしますけども、文書の管理規程というのがあります。今のゴム堰の場合は、耐用年数が20年から30年というものなんです。それが今実際に40年になるのに使っているという状況があるわけです。それが20年の保存年限ということはある得ないと思いますし、私は今ここに18か所のゴム堰あるいは鋼板堰を持っていますが、ここの中で19年前やら26年前、16年前、13年前もありますけども、建設されてから現在何年経過しているのかというのを今言うたわけですが、それにしても20年に至っていないというのものもあるわけです。それが今の多分4つ、発見できていない文書もこの中に入っている可能性があるんです。どう判断されますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、引継書の保存を確認していない頭首工でございますけども、志路原川の黒坂堰、これは設置から40年、同じく志路原川の河本堰、これは設置から30年、冠川の松原堰、これは設置から38年、冠川の巧屋堰、これは設置から41年が経過した、以上の4つのゴム堰について、まだ確認できておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、井堰の名前を全て言ってもらったので私も理解したんです。私もいつ、何年前にできたかというのも聞いてますし、県のほうに、三者が契約したものはあるかというふうに聞いたら、県も探してみましたが、ないという井堰がこの中にあるんです。今4つ言われた中の1つが。それ以外の方も古いやつは井堰の水利組合も持ってないんです。持ってないというのは、ないということに等しいんですよ。持ってたら、いろいろな大事そうな書類はあるんですが、引継ぎ関係に至った書類がないというふうには私は理解しておりますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 書類がないわけですから、引継書というので、引継ぎされたかどうかというのは確認できない状況だという認識でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 町長、副町長、今のように、その書類自体が存在しないのを探すというのも無理なようでありますが、保存年限からすれば、何年が適当だというふうには思われますか。お聞きします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 保存年限の話でございますけども、これについては、内部でも少し話をし

まして文書取扱規程にのっとって、1種であるか2種であるかというところの判断ではありませんけれども、県の考え方、県もこの保存年限については永久保存というふうな考え方を持ってないというふうに聞いております。それと契約の内容についても先ほど建設課長が申し上げましたが、立会人というふうな立場でありますので、第2種の重要な協定等関係書類、20年または10年というふうな判断はしております。もう一つは、書類のないものについての引継ぎの確認なんですけれども、書類がないというふうな前提で考えた時に、じゃあ、どこの所有なのかというところでもありますけれども、もうそれは管理の実態の中で、民法でも定められていると思いますけれども、この40年なり30年の間にどういうふうな管理の状況であったのかというふうなところの実態で、そこの所有関係を定めていくというふうなことしかないんじゃないかというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 鋼板製の有田の青木井堰、これは先ほどありましたように、58年経過しているんですね。それはもうさびて、うまく作動していないだろうというふうなことがあります。その井堰の利用者の人たちは広島県と協議をしているんですけれども、なかなかその協議が前に進まない。それは井堰の人たちにその負担をなささいというのは無理だというのは県も存じておられるわけですから、それこそ横暴なことは言われはせんし、どうしようかということで悩んでもおられるんだらうというふうに思いますが、いずれにしても県の主導であって、地元も了解をしたということは当然背景としてはあろうというふうに思いますが、私は、ゴム堰について、これまで3回、今回続けてやりますけれども、特にゴム堰の場合は、パンクをすることを想定した協議はされていなかったんじゃないかと思えるんです。なぜかという、ここに来て、そこそこでパンクして、何とかパンクを修理して、業者さんをお願いをして、自分たちでまた張ってというふうなことを繰り返していますが、志路原川の井堰の部分についても、黒坂井堰であります。それも受益者の土地あたりは多分都市計画区域だろうというふうに思うんで、多面の関係の事業、あるいは中山間の事業もありませんから、自分たちがこれまで何とかためてきていたものを使いながら、パンクをしたやつを去年だったかぐらいに140万円払って、こっちに来てもらうだけでも出張旅費が40万円払ったということですから、180万円は払っておられるわけです。最初に40年前にこの井堰が出来上がった時に、この井堰はパンクするというふうなことまで質問もされたか、いやいや質問してもそういうふうに答えたか、いや答えてなかったかというのも、今になって分かるわけではありませんけれども、それぞれの井堰の今役員しておられる方は、どう考えてもパンクするというのが分かっていたら、多分作らなかつたらうということと、固定堰にしてくれとあえて言うところもあるのに、いやいや広島県の河川マニュアルに沿っていきますから、大丈夫ですというふうな話の中で、現在があるというふうになつとるんですよ。とても今の井堰が修復していくのに、有田の巧屋井堰でも高さが1.3mだったと思いますが、幅が20mなんです。それが大方1億円要るんです。今の黒坂は幅が39mありますから、倍ですよ。倍ですから、1億円じゃ済むわけがない。それを26戸で今から負担しなさいという、そういう社会的な常識として考えられないようなことがやりとりの中では出てくるんです。それは全部いりゃせんよ、1割だけみいというても、1割が2億円なら2000万円ですから、それは無理な話でしょうということを、今までも何度か私は言わせてもらってるんです。そここのところを当時、パンクせんいうて、思ってたんじゃないんだらうかというて、これはクエスチョンですよ。いかがでしょうか。どのように判断

されますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 当時の資料、引継書等を13井堰の分を大体見ていますけども、図面であるとか、それから施設の一式であるとかという書類しか残っておりませんので、当時の協議内容等の資料はございませんでした。当時の協議内容等の資料がありませんので、これ以上のお答えはちょっと無理じゃないかと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） なかなか、その当時のことですから、会議録というのを持っておるということにならんかも分らんですし、それから何年も前のことですから、先ほどから保存年限のことを出してもらえば、ちゅうに、焼却処分やら廃棄処分にしたよと言われたら、見つけようもないわけではありますが、いずれにしても、私は思うのに、パンクするよというふうなことは言わずに物事が進んだのかなというふうに、勝手な想像しちゃいけないよということになるかもしれませんが、そのような思いを持っています。以前もお聞きをしましたが、県内で、あるいは近県で可動堰がどのぐらい設置されていて、いつ頃に設置されたものか、その物らは修理やパンクが起きていないのかというような現状をお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 県内のゴム堰は、前回お答えしたとおり、今年の3月末時点で154か所ゴム堰がございます。修理の状況でございますけども、直近では、安芸高田市さんで2か所ほど災害復旧工事で復旧工事をされている箇所があるというのをお聞きしておりますし、それから、広島県の土地改良連合会のほうにお問合せしましたところ、500万円から900万円ぐらいの事業費でゴム堰を補修したという実績がありますというお答えはいただいております。いずれも今の500万円から800万円というのは全面改修ではなくて、維持補修、ゴムの補修というふうにお聞きしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 県内で154か所ゴム堰があります。修理をしているのが安芸高田が2か所ですよということではありますが、この安芸高田の2か所の修理は、いつ頃設置をされたものがありますか。それと154か所つくられて、全くパンクしたり不具合が起こっているということがないというような報告に聞こえるんですが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在町で把握してます安芸高田市の分については災害復旧工事、これは農業用施設災害ですので、地元負担金が要らずに災害復旧工事をされたのが二、三年前とお聞きしております。設置年とかというのは、ちょっと調査はしておりません。実際3月の時にもお答えしたように、この30年ぐらい前からゴム堰が全国で広がって行って、3000を超える箇所数の設置をなされているわけでございますけども、基本的にゴムのラバーのところに関しては、維持補修をされている箇所が相当数あるというふうにはお聞きしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私は3月にも聞いて、このたびも聞いたのかも分かりませんが、いつ頃に設置されたものかというのは、私の通告の中にもはっきり書いてあるでしょ。ありませんか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町内にあるゴム堰については調査をしておりますけども、西部農林水産



事務所のほうにお問合わせしたところ、把握しておりませんということでしたので、各市町にお聞きする時間がありませんでしたので、現状どういった状況で設置されたかという、詳細な資料は持ち合わせておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 県のほうに問合せはされたんでしょうが、それぞれの自治体にすることにはならなかったということですが、ゴム堰を持っておられる水利組合の方たちは、よそはどうならんと言うて、うちのとこだけかいと言うような話がどうしても出ますから、そのところは、ぜひ調査をしていただかないといけませんし、それから、今の調査していただけますね。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 他市町のゴム堰については設置年とかの調査まではいたしません。ただ、補修履歴とかの調査は今後も引き続きさせていただきたいと思います。その中で、経過したのが何年ぐらいで、こういうふうな状況になったのかというのが分かると思いますので、全てを設置するというのは、とてもじゃないですけどもでき兼ねると思いますので、補修した事例に基づいて、その箇所ごとの状況を見ながら調査させていただきたいと思っておりますし、大体ゴム堰についての補修設計等になると、県の土地改良連合会さんのほうとも今も話をさせていただいておりますけども、最後のほうでご説明しようかと思っていたんですけども、今年度中にできれば、土地改良施設の適正化事業、前回も質問の中で、2つ事業が該当するのがあると思いますけどもご紹介させていただいておりますが、その事業について、土地改良連合会さんのほうが担当されておりますので、一度該当する水利組合さんと事業説明会というか、その事業の内容について一度説明会を開催させていただければなというて、今準備をしている段階でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 質問すれば、だんだんとその回答も出てくるわけですが、154か所あったというのは、県が答えたんでしょうが、154か所。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 前回の時も、県のほうは把握されております。ですから、ゴム堰の協会が東京のほうにございます。業界の協会が。そちらのほうにお問合せをさせていただきました、そちらの協会のほうで把握されている全国の件数が3月末時点で3886か所で、広島県内で154か所、これは、その協会さんで把握されている数字でございます。公的な機関で把握はされてございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりました。それじゃ、先ほどからあった土地改良連合会が把握しておるゴム修理に約500万円ぐらいかかったということですが、それは今の、つくったのはどこがつくったのか、ゴム風船をつくったのか、設置したのか、県であるとは分かっているんですが、その工事をしたところと、その材料を持ち込んだのが丸島であるとかいうのを聞いたことがあります、今そういう修理をするのはどこがするのか。例えば県とその修理の関係のつながりはどうなのか。というのが、最近業者さんもそういうゴム堰を需要がないからつくっていないというふうな話も聞くんですね。つくってないということは、設置をしないということなのか、あるいは壊れたのを、つくったのは、提供したのはうちの会社ですけども、もう維

持管理は違うところがやっていますよというのも聞くんです。その辺の流れが明確に分かるようなことがあればお伝えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） どこの会社が修理されるかというのは、公共工事で発注する場合はまだ未定ですので、個別名称は差し控えさせていただきますけども、今までも町内の十数か所で工事を請け負われた業者さんも既に廃業されていたりということで、現存されてない業者さんもおられます。また、先ほど議員おっしゃられたように、製造についても、ゴム袋体というか、ゴムの風船のところでございますけども、現在、去年あたり1社製造中止されているという情報はあります。現在、ゴム堰の取扱業者、個別名称は差し控えさせていただきますけども、4社程度、先ほど申しました、設置箇所数を把握しておられる協会に登録されている業者さんは4社ありますというふうにお聞きをしております。ただ、協会のほうに入っておられない業者もあられるんで、もうちょっと多くなるのではないかというお答えもありました。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 修理をしたりするのに、先ほど土地改良連合会のほうで、大型改修じゃなくて修理が500万円かかったよというのがありましたが、その500万円というのは、どこが負担をしたという情報でしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの土地改良連合会さんの関係で、500万円から800万円というのは災害復旧工事の関係でして、災害復旧工事、先ほども申しましたように、農業用施設災害に受益者負担はありませんので、全額災害復旧の中で、受益者負担なしでなされております。ですから、町の施設が災害でもし壊れたということになれば、災害復旧工事で申請して、申請が通れば、負担なしで修理ができるということにはなります。これは以前からそうなんですけども。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 災害復旧で、そのものを修復していくということならいいんですが、その災害で起こった原因を突き止めるのは、あるとこの井堰の人が広島県に連絡をしたら、その原因が災害であるかどうかということの認定ができませんから、自分のとこでということにもなるんですよ。そこら辺の、言うてみれば、雨が降って一気に、風船を落とすとけばいいですが、そうでなかった時に今のが使えない。私が今言うたのは、具体的には、災害が起こって護岸が壊れました。護岸が壊れて工事をやるから風船を潰しといてくれ、風船を潰しといてくれということは、風船にしわができるわけですよ。しわができたところに穴が開いたというふうに言うても、それがそうかどうかというのは因果関係分かんじゃないというて言われたら、そこから先は言うことはなかったいうて、落とせ言うたのは、あんたが落とせ言うんたんじゃないというて、県に伝えたということらしいんですが、落としんさいや言うてもろうて、それが原因で破れたよというふうにも思っても、そのことを認めてもらえんわけですから。そういう時には災害復旧にならんのでしょ。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 災害復旧申請する時は、細かいことで言いますと、個別的には、その施設を日々維持管理されている記録が必要になっております。基本的には、一番いいのは、災害が起こる前に日常点検をされて、その点検票で異常がなかったというふうな記録を残されてお

ったりとか、写真の状態とかで、年1回の定期点検をされるとかというようなことをしておいただと、そこまでは正常であった。大雨が降って、いろんな形で川の中では濁流、それから転石等いろいろありますので、その関係で破れたよということが証明できれば、災害というふうになるかと思えますし、できれば、先ほど議員がおっしゃられたように、何らかの形の工事の関係で協力する前には、協力前の施設点検を相手方と一緒にされて、その時の異常箇所というか、どういう状況であったかというのをお互い確認してから協力状態に入っていただければ、今のような、後から確認をしてくれというの、ちょっとなかなか難しいので、事前の点検と事後の点検とか中間点検とか、3回ぐらい点検をされて、その変化に応じて対応されるというのが適当ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いや、今聞いたら、本当にまともなことをしっかり言ってますよ。それをしとくや、因果関係が分かったのにといいことでもあります。そのこと自体をそれぞれの井堰の言うてみれば、管理をされているところが理解をしとってか、しとってなげにや、そのことを伝えといてあげにや、災害の復旧を、護岸を直すから風船を落とすといてくれうたら、まじめに落としますよね、風船を。落とさないけんと思つて。そこら辺が確認のために聞いてくれ、写真も撮つて、メモもするからというふうな流れがあれば、確かにということもあるかもしれませんが、そこら辺の徹底もうまくいっとならんのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたしますけども、基本的に所有されていて、日常維持管理されている方については、ため池もそうでございますけども、基本的には、このように、どの施設についても維持点検とか、その記録を残していただきたいというふうには漠然的にはお伝えしてと思っております。なおかつ、災害復旧に持つていくためには、本当に日常点検であるとか年間の定期点検であるとかいうのが必要になってきます。それから、先ほども申しましたように、土地改良連合会の土地改良施設適正化事業も基本的には一度施設の点検をして、その点検後に異常箇所やら磨耗箇所やらを見つけて、補修方法等を検討するような事業でございますので、そういった形で点検をしながら補修方法を考へて、短期的な補修方法ですね。長期的には、先ほどもありましたように、というか、前回の議会でもお答えしましたように、ある程度施設の統合ができるのかできないのかという長期的な視野もございまして、短期的な部分と長期的な部分も併せて今後は進めさせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） このたびの私のタイトルが今後可動堰は維持できないということをしておりますが、本当に災害復旧で直すというような状況が起こるんなら、またもう一度ダムを造ろうということは可能かもしれませんが、そうでない限り、もう可動堰は維持できないというふうにはっきり言えると思えます。今課長が言われたように、もっと上流から堰き止めんこうに一部取水できるような、給水できるような、言ってみれば、溝をつくつて上流から、その水を取り込むというふうな堰くことをせんよんというの、設備費をようけかけんよんに水が来るような方法でも考へにや、今の風船井堰をピシャッと右護岸から左護岸まで風船を膨らませて止めていくというふうな、そういうお金もかかる、それから修繕にもかかるというふうなことは無理だろうというふうに思いますが、そういうことも含めていかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 想定での質問ではございますけども、その他の圃場整備事業であるとか、ため池の改修事業であるとかというのは、圃場整備事業、最近はやっておりますけども、長期的な負担の返済を各受益者の方々はされておる状況であるというのは皆さんご存じだと思いますし、ため池の改修についても、近年災害復旧で何か所かさせていただいておりますけども、それまでは老朽ため池の改修工事であるとか、緊急ため池の補助事業であるとかというので、最低でも1000万円から2000万円ぐらいかかって、1割負担、100万円から200万円、それ以上かかったため池もございますけども、そういったところ、何年かかけて受益者の方々が資金を蓄積されて、その補助事業によってため池を改修されたりというふうなことがございます。また、先ほどから申しております土地改良施設の適正化事業、これは圃場整備と同じように農業関係の融資を受けて負担金を長期的に分割でお支払いできるという仕組みもございますので、ご検討いただければなと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） この町に鋼板製やゴム製の可動堰が多くあるというのは、よく理解をさせていただいておりますし、ずっと続けてきているわけですけども、水利組合の方も、仮にいいのをつくってもらって、管理がみやすくなったし、非常にいいものですよというふうに思われた方は、当然いらっしゃるだろうというふうに思います。ただ、問題は、20年、30年、40年先のことまで考えんこうに、何ぞあったら、町や県に相談すればいいだろうと、あるいはさっき言いましたように、災害復旧で何か事が起こったら、受益者負担なしで直るというふうなことも心のどこかにあったのかもしれませんが、実際にこの地域だけにそれだけの数があるということは、どこかに外的な、それこそ効果が、相乗効果みたいなものがあってきたんだろうというふうに思うし、強力的に進めた人がいるだろうというふうには想像できるわけがあります。これからどういう状況が起こってくるか分かりませんが、先ほども言いましたように、メンテナンスをしてくれるような業者さんが、今協会に登録されているのは4社あるということで、それよりも登録されていないものもあるかも分からないので、増えるかもしれんよということがありました。県に相談をしても、どこどこにというふうに言われて修理のお願いをするというふうなことで、先ほど言いました黒坂井堰についても、140万円かかったけども、こっちまで来てもらうのに40万円ほど、先に見にきてもらって、見にきてどういうことをせにゃいけんのんかということで、さらに140万円払ったというふうなことが実際には起こってくるわけです。これはもう一回言いますが、中山間地の補助であるとか、あるいは多面のというふうなことがない地域でありますから、それこそ自分たちのなけなしの、米が売れた部分で支払いをされたんだろうと、26戸あるというふうに言われましたから、そこで出されたのかと思います。それと役場の補助、その当時は10万円だったか、今20万円になったか知りませんが、地域施工の補助もあつたらうというふうに思いますが、そういうふうなことをこれから先、本当にできない状況が本当に迫ってきているわけでありまして、いかがお感じになりますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員おっしゃられるとおり、現在志路原川の河川内の黒坂井堰、乙熊井堰、河本井堰の3か所については都市計画区域内です。農水省の補助事業は原則農振農用地の農地が対象となりますし、その農地に関わる農業用施設が対象となりますので、議員おっしゃ

られるとおり、原則農水省の関係の補助事業は受けられません。ただ、前も申しましたように、中四国農政局の方が町長訪ねられた時に、少しちょっとお話をした時に、原則は原則なんだけども、今後も農用地として保全が図られる確約があれば、事業というか、補助事業として該当するのもないわけではないですよとおっしゃっていただきましたが、ただ、長期的に農地として保全していくという確約が得られるかどうかというのは、これはまた都市計画区域内の農地であれば、議員もおっしゃられたとおり、長期的な確約はかなり難しいのではないかと考えております。それは皆さん方のいろんな状況によって、転用される可能性もあるでしょうし、離農される可能性もあるとっておりますので、そこら辺はちょっとまた考えさせていただければなと思っております。そのほかの現在土地改良施設適正化事業とか、農業水路等長寿命化防災減災事業というのが今2割もしくは1割の負担になろうかと思っておりますけども、これもまた細かくいろいろ補助の適用条件がありますので、今度開催予定している、どちらかというところ、土地改良施設の適正化事業のほうが負担金のほうが少なく済みますし、今みたいな、先ほど申しましたように、農業資金のほうの融資制度もございますので、そちらのほうがより現実的に皆様方にご紹介するのは適当ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 新しい事業とか新しい方法が考えられるかもしれませんが、それは、そうは言うても原則は違うところであって、特殊なかなり荷の重いことまで要求されるということが考えられるんで、基本的な考え方から、余り逸脱せんほうがみやすかろうとは思いますが、いずれにしても、いろいろな方法をいろいろな水利権者のほうにも伝えていただきたいというふうに思います。もう一度、さっきも言いましたが、県とメンテナンスをする会社というのは、県に照会をしたら、県がこここの事業所がやりよってですよというぐらいのことは言うてくるんですが、県とそういう業者とのつながりというのは良好なつながりがあると思われませんか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 多分議員おっしゃられているのは、丸島アクアシステムさんとか、ダイワエンジニアリングさんではなからうかと思っておりますけども、そちらも現在も可動堰、鋼製ゲートも含めて取扱いをされている業者さんです。実際、基本的には設置されたり納品されたりした業者さんが販元になりますので、そちらの関係の業者さんとか、引継ぎされた業者さんというのが紹介される企業になろうかと思っておりますけど、実質補助事業とか役場が発注するようなことになると、今の状況を受けて、地元業者さんのほうを指名させていただいて、金額にもよりますが、そういった形になるので、そこから請け負った業者さんのほうで取扱い業者さんを探していただくような形になろうかと今の状況では思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） よう分からなかったのですが、町が、金額によってではありますが、町が発注するいうて言われたんですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） そうですね。補助事業を使って公費負担が発生するような事業であれば、町が発注するような公共工事になろうと。ため池改修にしてもそうですけども、災害復旧にしても、町から発注して受益者負担金をいただいてというふうになっておりますので、そういった形で補助事業を使われる時は、そういった形で公共工事として発注する形になろうかと、今想定しております。単独で地元の方だけでやられる場合であればいいんですけども、そうでな

い場合は、やっぱり入札制度とかいろんな制度がありますので、どここの業者さんというて、まだ決められませんし、取扱い業者さんはこれだけいらっしゃいますというのは、業界の中でいろいろ、請け負われた業者によって違うと思っておりますので。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それでは、6月の議会で、井堰管理者の希望である大型水中ポンプ、約2台ぐらいの設置を求めたところ、井堰によって受益面積や必要水量も違うので、地元からの情報提供によって検討するというふうに答えておられますが、今の状況はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 残念ながら、議員からご質問のあった今の件についてなんですけども、建設課の各係員に確認したところ、地元からのご相談がまだ一度もない状況ですので、緊急性があれば、議員さんのほうからもちよっと後押しをしていただければと思います。地元からの情報がないと何も検討もできませんので。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いい答弁をいただいたように思います。まず、希望ではありますが、町が購入して地元で預かってもらう、あるいは町で買って、町がどこかに管理しておく、どういう方向になるかというのは、今から地元の方が相談に来られて、どっちに話っていくかというのは分かりませんが、そういうふうな余裕というか、考え方の幅はあってもいいんですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的なお答えしかできませんけども、受益者が限定される農業用施設の仮設の機械に該当すると思いますので、それは町としてはご協力はできますが、例えばため池の緊急の排水を行わなければいけないようなポンプであれば購入とかは考えられると思いますけども、基本的に仮設の仮のポンプ設置であれば、それに対する援助が今考えられる最大の支援ではなかろうかと思います。ということは、自らご購入していただいて、それについての地域施工支援事業の補助金が該当できるかどうかというのは、今から検討する項目だと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今後可動堰は維持できないというタイトルをつけさせていただきましたが、いつかは必ず壊れて、撤去の時期が来るわけではありますが、田んぼに水を張って稲作づくりができるこれから先も思われますか。これは町長のほうにお聞きしたいと思いますし、どういうふうに水利組合の方たちに元気になるようなアドバイスができるか、伝え方ができるかというのを最後にお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 町にとっても、このことは大きな課題であるというふうに思っております。これまでがどうだったかという議論もですが、これから先、長期的な取組をどうしたらいいかというところをしっかりと検討していきたいというふうに思っています。千代田地域の区長会的时候もこういった課題も出していただきましたので、今検討しているところではありますけども、ようやく防災減災対策としての流域治水、これの協議が始まってまいりますので、その中でもこういった課題について解決策が見いだせないか、そういった協議もさせてもらおうと思っておりますけども、いずれにしても水利組合を複数あるのを何ぼかは一つにしてもらおうとか、いろんなことは考えられると思いますので、そこらをいろいろな方面から検討して、また地域

の方と年内には一回集まってもらって、途中経過になるかも分かりませんが、今こういう状況であると、こういう課題があるというようなことも話をさせてもらったり、皆さんの意見を聞かせてもらったりして、いい方策がないか検討していきたいと思っております。いずれにしても農業はもう続けられないというようなことにならないような方向性は出していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そうした時にとるべき対策はいろいろあるだろうと思いますが、最良の方法を見つけ出して、みんなの意見を聞きながらやっていくということでありまして。多分、今ここは町議会でありますけれども、今の私が言ってるような状況は、県議会の中でも多分協議をしているというふうな状況があると思っておりますから、ぜひ県会のほうにも言ってもらって、話をつなげるということが可能だろうというふうに思いますので、一つ情報は入ってますか、いませんか、県会のほうの動きについては。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課のほうでは、県議会のほうで、そのようなご検討されている情報は入っておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） また今度、12月に引き続いて行いますので、またよろしく願いいたします。終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日14日に延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって本日は、これで延会とします。なお、明日の本会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 08分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~